

はしがき

[3訂版はしがき]

平成19年に改訂初版を上梓した後、すでに17年余が経過した。

その間、たとえば平成29年民法改正（いわゆる債権法改正。原則として令和2年4月1日施行）があり、その後も、相続等に関する改正（平成30年改正。原則として令和元年7月1日施行）、相隣関係に関する民法改正（令和3年改正。令和5年4月1日施行）等々、民法だけについても数次の重要な改正があり、民法以外でも数多くの新法の制定や法改正がなされた。

そこで、今般、本書の相当部分の改訂を行い、これらの法改正等に対応させることにした。

なお、従来、本書では、一般向けであるところからあえて条文や判例の引用はしていなかったが、本書を利用する法律家その他の専門家も少なくないということなので、本書では、適宜条文や判例を引用することとした。

（令和6年3月）

荒木新五

[改訂版はしがき]

本書（タテ書き版）を上梓してからすでに約10年が経過した。

その間、多くの法改正等があり、その都度、（タテ書き版、ヨコ書き版とともに）本書の部分的な手直しをしてきたが、最後にヨコ書き版の手直しをした平成16年9月以降も民法改正（保証制度の改正と現代語化）、商法改正、会社法成立等の重要な法改正（ないし新法の成立）が相次いだ。

そこで、今般、本書の相当部分の改訂をし、これらの法改正等に対応させることとした。

（平成19年5月）

[ヨコ書き版の出版に際して]

内容証明郵便がタテ書きでもヨコ書きでもよいことは、本書「I 総説」で述べるとおりであるが、従来、タテ書きが主流であったため、タテ書きの文例を示す同名の本を日本法令から上梓した（幸い同書は好評で、すでに7刷に至っている）。しかし、近年、公的文書やビジネス関係文書はヨコ書きが主流となりつつあることは周知のとおりである。そこで、前記タテ書き版の同名の本を今般、ヨコ書き版として組み直して上梓することにした。それが本書である（したがって、実質的な内容はタテ書きと変わらない）。

本書が前記タテ書き版と同様、一般の人々や企業の参考となり、指針となれば幸いである。

（平成14年5月）

[タテ書き版・抄]

本書は、いわゆる内容証明郵便を出す場合の文例を示すものである。

内容証明郵便の何たるかは本書の「I 総説」に述べるとおりであるが、送付した文書の内容（つまりは、そういう内容の文書を発したという事実）が公的に証明されるだけであって、文書そのものは普通の手紙と変るところはない。したがって、（内容証明郵便に特有のタテ何字以内、ヨコ何字以内といった形式の決まりは別として）どのような内容の文書を書こうと自由であるし、格別、書式といったものもない。ぎょうぎょうしく「法律文書」というほどのものでもない。

とはいって、内容証明郵便が利用されるのは、多くの場合、法律的效果を生じる通知、催告等の場合や、法律的紛争に関する要求、抗議やそれに対する回答をする場合など、何らかの法律的な処理が関係する場合であることも否定できない。そこで、一般のために、どのような法律的问题がある場合にどのような内容の文書を出したほうがよいか、といった視点から一応の文例を示すことにしたのが本書である。

文例を示されたとしても、その文書がその法律問題の中でどのような意味をもつのかを理解していなければ、これを十分に応用、活用することは困難であると思われる。そこで、解説を付することにした。それも、単なる“注意書き”（これはこれで、個々の文例に適宜付すこととしたが）ではなくて、法律的問題そのものを、できるだけわかりやすく、かつ、簡潔に解説することにした。私としては、本書を単なる「お手紙教室」めいたもの（それはそれで有益なものであろうが）としてではなく、一般の人が遭遇しそうな、あらゆる法律的問題をとりあげて、それについてどのような処理がなされるべきかを解説し、その関連でついでに「文書を出すとしたらこういう内容になるでしょう」というものを示した、一般人向けの一種の法律解説書を目指したつもりである（そのため、通常は内容証明郵便を利用することがないようなものについても、内容証明郵便の形式をとった文例を示したもののが少なからず含まれている）。換言すれば、本書は「お手紙教室」や「文章読本」といったもので示される文書形式や、きれいな日本語としての文章表現等を目指すものではないから（本書の文例中には、文章としては稚拙なものも少なくないと思われるが）その点は御了承いただきたい。

また、各文例は、できるだけ具体的な事案を想定したものとしたが、文例中の住所、氏名（ないし商号）、関係する物の所在地や名称などはすべて筆者の想像の産物であることをお断りしておきたい（文例中のそれと似たような住所に似たような氏名の人がいて似たような問題を抱えているとしたら、それは偶然にすぎない）。

（平成8年8月）

I 総 説 内容証明郵便活用の手引き

■ はじめに——本書の利用方法	34
■ ② 内容証明郵便の意味と効果	35
(1) 内容証明郵便の意味	35
(2) 内容証明の効果	35
■ ③ 内容証明を利用したほうがよい場合	37
(1) 意思表示等が重要な法律効果を生じる場合	37
(2) 通知等の時期が重要な意味をもつ場合	37
(3) 通知等に書面が要求される場合	38
(4) 確定日付が特別の意味をもつ場合	38
(5) 時効の完成猶予としての権利行使をする場合	38
(6) その他、内容証明を利用したほうがよい場合	39
(7) 内容証明を利用しないほうがよい場合	39
■ ④ 内容証明の当事者	40
(1) 差出人	40
(2) 受取人（名宛人）	40
■ ⑤ 内容証明の方式	41
(1) 文章の方式	41
(2) 提出方法等	42
(3) 配達証明	44
(4) 謄本の閲覧等	45
(5) 料金	45
■ ⑥ 内容証明の書き方のポイント	46
(1) 用紙等	46
(2) 標題	46
(3) 前文等	46
(4) 本文	47
(5) 末文等	47
(6) 当事者の表示等	47

■ 電子内容証明サービス	49
(1) サービスの概要	49
(2) 利用者登録	49
(3) ソフトウェアのダウンロードなど	49
(4) 文書の作成方法	49
(5) 差出人・受取人への配達	50
(6) 一括差出サービスと賃本一括返送サービス	50
(7) 同報受付サービス、その他	51
(8) 料 金	51

II 事案別の文例 内容証明のケース別の文例 501

[CD-ROM 収録]

■ 土地の貸借

土地の利用

(1) 借地人の堅固建物築造に対する地主の異議と、 それに対する回答→例1、例2	56
(2) 借地人の無断増改築に対する地主の異議→例3	61
(3) 借地上建物が滅失した後、借地人が地主に対して 建物再築の通知をする場合→例4	62
(4) 借地人の建物再築に対して地主が異議を述べる場合 →例5	65

賃料(地代)

(1) 地主または借地人から賃料の増減を請求する場合と、 それに回答する場合→例6～例9	67
(2) 賃料を支払わない借地人に対して賃料支払いを催告する 場合→例10	72
(3) 地主に対して賃料受領の意思を確認し、かつ、受領を促す 場合→例11	74

期間満了と更新

(1) 借地人から地主に対する更新請求と、それに対する 地主の異議→例12、例13	76
(2) 期間満了後も借地人が継続して土地を 使用する場合の地主の異議→例14	79
(3) 借地人に対する更新料の要請とその回答→例15、例16	81
(4) 地主が借地人に対して合意にかかる更新料の 支払いを催告する場合→例17	84

当事者の変更

(1) 土地売却等により地主が変更したことを 借地人に通知する場合→例18	86
(2) 土地の相続人から借地人に対して借地契約上の 地位承継を通知する場合→例19	89
(3) 借地人から共同相続人に対して土地相続について 問合せをする場合→例20	90
(4) 借地人から地主に対して賃借権譲渡または転貸に についての承諾を要請する場合→例21、例22	92
(5) 地主が借地人の賃借権譲渡要請または転貸を拒絶する 場合、または条件付きで承諾する場合→例23、例24	95
(6) 賃借権の無断譲渡に対して抗議する場合→例25	97
(7) 賃借権の無断譲渡を抗議する地主に対して回答する場合 →例26、例27	98
(8) 借地権を相続したことを通知する場合→例28	101
(9) 借地上建物の買受人から地主に対して 建物の買取りを請求する場合→例29	102

借地関係の終了と明渡し

(1) 建物朽廃による借地権の消滅を理由に明渡しを 請求する場合→例30	104
(2) 更新後の建物滅失を理由として借地人から 解約申入れをする場合→例31	107
(3) 更新後の借地人の無断再築を理由に地主が賃貸借の 解約申入れをする場合→例32	108
(4) 地主が借地人の賃料不払いを理由に、 催告のうえ解除する場合→例33	110
(5) 借地人が催告期間内に延滞賃料を支払わなかったときに 解除する場合→例34	112
(6) 堅固建物の無断築造を理由に借地契約を解除する場合 →例35	113
(7) 無断増改築を理由とする解除とそれに対する回答 →例36、例37	114
(8) 賃借権無断譲渡により賃貸借を解除し、借地人と譲受人に 明渡しを請求する場合→例38、例39	116
(9) 借地契約を解除した後に土地の明渡しを請求する場合 →例40	118
(10) 借地契約の期間満了による地主の明渡請求と、 借地人の建物買取請求→例41、例42	119

(11) 事業用借地権の期間満了により土地明渡しを請求する 場合→例43	122
(12) 一時使用を目的とする借地権の期間満了により 明渡請求する場合→例44	123
(13) 競売手続による土地買受人から借地人に明渡請求する 場合→例45	124

借地権が発生しない土地の貸借

(1) 建物所有を目的としない土地賃貸借の終了により 明渡請求をする場合→例46	126
(2) 使用貸借に基づく土地について明渡請求をする場合 →例47、例48	127

2. 建物の貸借

建物の利用

(1) 賃貸人が賃借人の建物無断改装に抗議する場合→例49	132
(2) 賃貸人が賃借人の使用目的変更に抗議する場合→例50	134
(3) 賃貸人が賃借人に対して用法違反の中止を催告する場合 →例51、例52	135
(4) 賃借人が賃貸人に対し建物の不法占拠者の排除を 請求する場合→例53	138
(5) 賃借人が賃貸人に対して修繕請求と費用償還請求を する場合→例54～例56	140

賃料

(1) 賃料の増減請求とそれに対する回答→例57～例60	144
(2) 賃料の遅滞について催告をする場合→例61	150

期間満了・更新と解約申入れ

(1) 賃貸人が賃借人に対し更新拒絶の通知をする場合と、 それに対する回答→例62、例63	152
(2) 賃貸人が賃借人に対して賃貸借の解約申入れをする場合 →例64	155
(3) 契約終了後の賃借人の建物使用に対する賃貸人の異議 →例65	157
(4) 賃貸人が賃借人に対して更新料を請求する場合→例66	159
(5) 定期建物賃貸借における賃貸借終了通知→例67	161

当事者の変更・転貸

(1) 建物の売却により賃貸人の地位が移転する場合→例68	163
-------------------------------	-----

(2) 貸貸人死亡により貸貸人の地位が相続された場合 →例69	165
(3) 貸借人の死亡により貸借人の地位が相続された場合 →例70	167
(4) 居住用建物の貸借人が死亡した場合において、その同居人による貸借権を承継する場合→例71、例72	168
(5) 貸借権の譲渡または建物の転貸について貸貸人の承諾を求める場合→例73～例76	170
(6) 貸借人の無断転貸に抗議する場合と、それに対する回答 →例77、例78	174

借家関係の終了と明渡し

(1) 期間満了により建物の明渡請求をする場合 →例79～例81	176
(2) 一時使用目的の建物賃貸借の場合の明渡請求→例82	180
(3) 貸借人の債務不履行を理由に建物賃貸借契約を解除する場合→例83～例86	182
(4) 貸借人の破産管財人による解除権→例87	185
(5) 貸貸人に対する造作買取請求と、その拒絶 →例88、例89	186
(6) 競売手続による買受人から貸借人にに対する明渡請求 →例90	189
(7) 使用賃借の場合の明渡請求→例91	191

敷 金

(1) 貸貸人に対する敷金返還請求と、貸借人にに対する原状回復費用請求→例92、例93	193
(2) 敷金返還請求権の譲渡とそれに対する異義 →例94、例95	195

3 不動産売買

売買の成立

(1) 契約の締結を促し、または交渉の打切りを通知する場合 →例96、例97	198
(2) 契約締結を断念し、売渡承諾書・買付証明書等の返還を要求する場合→例98、例99	201
(3) 売買の申込みを撤回、または拒絶して申込金の返還（請求）をする場合→例100、例101	204

(4) 予約完結権を行使する場合と、その行使の有無の確答を 催告する場合→例102、例103	206
(5) 当事者の一方が正当な理由もなく、契約締結直前に締結 を拒否する場合→例104	208

売買の履行

(1) 買主に対して代金の支払いを催告する場合 →例105～例107	210
(2) 売主に対して所有権移転登記手続および引渡しを催告 する場合→例108、例109	214
(3) 借地権譲渡についての承諾取得を催告する場合と、それに 対する回答→例110、例111	217
(4) 農地の売主に対して農地法上の許可手続を催告する場合 →例112	220
(5) 実測による清算金の支払いを催告する場合 →例113	222

当事者の責めによらない不動産の滅失・毀損（危険負担）

(1) 売買目的物である建物が、買主への引渡し前に類焼した 場合→例114	224
(2) 売買目的物である建物が、買主が受領遅滞している間に 類焼した場合→例115	226

売主の契約内容不適合責任等（担保責任）

(1) 他人の不動産を売買した場合または売買により移転した 不動産の一部が他人の所有であった場合 →例116～例118	228
(2) 買い受けた不動産に物質的な瑕疵がある場合 →例119、例120	232

売買契約上の地位の移転

(1) 売主または買主が死亡した場合→例121	234
(2) 売主または買主の契約上の地位を譲渡する場合→例122	236

売買の解消等

(1) クーリング・オフ(申込みの撤回または売買契約の解除)を する場合→例123、例124	237
(2) 売買契約を取り消しまたは無効を主張する場合 →例125～例129	239
(3) 相手方の債務不履行を理由に売買契約を解除する場合 →例130～例133	246

(4) 手付による解除、買戻権の行使その他約定解除権を 行使する場合→例134～例138	252
---	-----

仲介

(1) 媒介契約に基づき宅建業者に通知をする場合と 宅建業者の費用請求→例139～例141	256
(2) 依頼者が媒介契約を解除する場合とそれに対する異議 →例142、例143	260
(3) 媒介報酬支払を請求する場合、またはその返還を 請求する場合→例144～例146	262
(4) 媒介をした宅建業者に対して損害賠償請求する場合 →例147	265

4 金融取引

貸金請求

(1) 貸金返還、利息・損害金支払いを催告する場合 →例148～例150	268
(2) 貸金請求に対して異議を述べ、または期限の猶予等を 懇請する場合→例151～例155	272
(3) 遅延した利息を元本に組み入れるために催告する場合 →例156	276
(4) 貸主の相続人から請求し、または借主の相続人に対して 請求する場合→例157～例159	277
(5) 準消費貸借による債権の弁済を請求する場合→例160	280
(6) 借主または保証人が債務について消滅時効を援用する場合 →例161～例163	281
(7) 諸成的金銭消費貸借において貸金の交付を請求する場合と、 これを拒絶する場合→例164、例165	285

保証

(1) 保証意思の確認をする場合と、それに対して回答する場合 →例166、例167	288
(2) 保証人に対して請求する場合と、保証人が異議を述べる 場合→例168～例172	290
(3) 保証人が主債務につき時効を援用し、または相殺する場合 →例173、例174	294
(4) 保証債務を履行するにつき主債務者に通知をする場合 →例175、例176	296

(5) 弁済をし、または弁済をしようとする保証人が主債務者に求償する場合→例177～例179	298
(6) 個人根保証人に対して元本確定通知をする場合 →例180、例181	302
(7) 事業債務個人保証契約に際し公正証書作成を依頼する場合と、保証人が保証契約を取り消す場合 →例182、例183	305

抵当権

(1) 抵当権付きのまま債権を譲渡または質入れ（質権設定）する場合→例184～例187	307
(2) 抵当権の譲渡その他、抵当権のみの処分をする場合 →例188～例192	310
(3) 抵当権の不存在ないし消滅を理由に抵当権設定登記の抹消を請求する場合→例193～例202	316
(4) 抵当権者が抵当不動産の第三取得者に対して代価弁済を請求する場合→例203、例204	322
(5) 第三取得者が抵当権消滅請求をし、抵当権者が競売申立てをする場合→例205、例206	324
(6) 根抵当権設定者による元本確定請求と極度額減額請求 →例207～例210	327
(7) 根抵当不動産の第三取得者が根抵当権の消滅請求をする場合→例211	332

質 権

(1) 指名債権に質権を設定する場合→例212	334
(2) 指名債権の質権者が第三債務者に支払いを催告し、または供託を請求する場合→例213、例214	336
(3) 株式に質権を設定する場合→例215	339

仮登記担保権

(1) 仮登記担保権付き債権を譲渡、質入れする場合→例216	342
(2) 仮登記担保権を実行する場合→例217～例221	343
(3) 担保提供者が目的物を受け戻し、または清算金見積額を争う場合→例222、例223	352

譲渡担保権

(1) 譲渡担保権を実行する場合→例224～例226	355
(2) 譲渡担保権設定者が受戻権行使し、または清算金を請求する場合→例227～例229	359

5 その他の取引関係

債権譲渡等

- (1) 指名債権を譲渡するとき→例230～例232 364
- (2) 将来債権を譲渡するとき→例233、例234 369
- (3) 譲渡制限特約付き債権を譲渡するとき→例235～例237 372
- (4) 債務引受をする場合→例238、例239 376
- (5) 契約上の地位を譲渡する場合→例240～例242 379

相殺・免除

- (1) 相殺をする場合→例243～例245 382
- (2) 消滅時効にかかった債権を相殺の対象とする場合
→例246 386
- (3) 譲渡または差し押さえられた債権を相殺の対象とする場合
→例247～例249 388
- (4) 免除（債権放棄）をする場合→例250、例251 392

動産売買

- (1) 売買代金ないし売掛金の支払いを催告する場合
→例252、例253 394
- (2) 商品の引渡しを催告し、または引渡しを拒絶する場合
→例254～例256 397
- (3) 引渡しを受けた商品が契約内容に適合しない場合
→例257～例265 401
- (4) クーリング・オフまたは消費者契約の取消しをする場合
→例266、例267 409
- (5) 売買契約を解除し、代金または商品の返還請求をする場合
→例268～例270 411

請負契約

- (1) 請負代金の支払いを催告する場合→例271 415
- (2) 仕事の目的物の引渡しを請求し、またはこれを拒む場合
→例272、例273 417
- (3) 注文者が完成以前に解除し、請負人が損害賠償請求する場合→例274～例277 419
- (4) 請負にかかる仕事の目的物に契約不適合がある場合
→例278～例281 424

委任契約

- (1) 受任者に受取物引渡しを請求し、または委任者に報酬を請求する場合→例282、例283 429

(2) 委任が終了した場合、または委任を終了させる場合 →例284～例286	432
---	-----

寄託契約

○ 寄託物または消費寄託物の返還を求める場合 →例287～例289	436
--------------------------------------	-----

組合契約

(1) 民法上の組合に対して債権の弁済を求める場合 →例290	440
(2) 組合を脱退し、または組合の解散を請求する場合 →例291、例292	443

リース契約

○ リース契約を解除して残リース料を請求する場合 →例293、例294	446
--	-----

手形

(1) 約束手形の返還を求める場合→例295、例296	448
(2) 手形取得（予定）者に手形振出の事情等を通知する場合 →例297、例298	452
(3) 約束手形の振出人、裏書人、保証人に手形金等の請求をする場合→例299～例301	455

取引関係の解消

(1) 繙続的な取引関係を終了させる場合→例302～例304	460
(2) 代理権のない者が代理人として契約をした場合 →例305～例309	463
(3) 契約の全部または一部が無効な場合（心裡留保・虚偽表示・公序良俗違反）→例310	468
(4) 契約を取り消す場合（制限行為能力者）→例311	470
(5) 契約を取り消す場合（詐欺・脅迫・錯誤） →例312、例313	472

6 会社の運営

株式・株券

(1) 株主名簿の名義書換請求、閲覧・謄写請求をする場合 →例314、例315	476
(2) 株券の不所持を申し出る場合、または株券の発行 もしくは再発行を請求する場合→例316～例319	478

(3) 株式譲渡制限があるときに譲渡につき承認を求める場合 →例320～例326	481
(4) 株券喪失登録をした場合→例327～例329	487
株主・株主総会	
(1) 株主総会を招集する場合と招集を請求する場合 →例330、例331	490
(2) 事業譲渡に反対の株主が会社に株式買取請求をする場合 →例332、例333	494
(3) 合併に反対の株主が会社に株式買取請求をする場合 →例334、例335	496
(4) 株式譲渡制限をする定款変更に反対の株主が会社に 株式買取請求をする場合→例336、例337	498
(5) 株主総会の議事録や計算書類等の閲覧・謄写（謄本）を 請求する場合→例338～例340	500
株式会社の役員	
(1) 取締役の選任につき累積投票を請求する場合 →例341、例342	504
(2) 取締役会を招集する場合と、取締役会招集を請求する場合 →例343、例344	506
(3) 取締役等を辞任する場合、または取締役等を解任する場合 →例345、例346	508
(4) 取締役の行為を差し止める場合→例347、例348	510
(5) 会社または株主が会社に対する取締役の責任を追及する 場合→例349、例350	514
(6) 第三者が取締役の行為につき会社または取締役に 損害賠償請求する場合→例351、例352	517
特例有限会社と持分会社	
(1) 社員が持分譲渡の承認を求める場合→例353～例355	521
(2) 社員が退社し、持分の払戻しを請求する場合 →例356～例359	524
(3) 社員に対して責任追及をする場合 →例360、例361	527
人事・労務関係	
(1) 会社が採用内定を取り消す場合および試用期間中の 従業員を解雇する場合→例362、例363	530
(2) 会社が従業員に転勤、配置転換または出向を命じる場合 →例364、例365	532

(3) 職場での性差別やセクハラに抗議し、または 損害賠償請求する場合→例366～例368	534
(4) 職場でのパワハラに抗議する場合→例369	538
(5) 従業員を解雇する場合と、従業員が解雇の効力を争う場合 →例370～例372	539
(6) 労働組合を結成し、団体交渉を要求する場合 →例373、例374	542
(7) 労働組合を脱退する場合→例375	544
(8) 身元保証人に対する通知と身元保証契約の解除 →例376、例377	545

会社の対外関係

(1) 会社債権者に異議申述等を催告し、会社債権者が 合併等に異議を述べる場合→例378～例383	548
(2) 取引先に対して元役員・元従業員の行為につき通知、 警告をする場合→例384～例386	553
(3) 事業譲渡人等に対して競業差止めを請求する場合 →例387、例388	557
(4) 商号使用に関する催告または通知→例389～例392	560

■社会生活上のトラブル

消費者取引紛争

(1) 注文しないのに送られて来た商品等の処分を通知する 場合→例393、例394	566
(2) 悪徳商法の被害にあい、返金または損害賠償を請求する 場合→例395、例396	568
(3) 違法・不当な投資等の勧誘によって損失を被った場合 →例397、例398	571
(4) マルチ商法・マルチまがい商法で損失を被った場合 →例399	575
(5) 内職商法その他の取引で十分なサービスを受けられなかった 場合→例400、例401	577
(6) 宗教法人に不当に高額の寄附をした場合→例402	580

近隣紛争

(1) 境界について申入れや抗議をし、またはそれらに 回答する場合→例403～例405	582
(2) 界標や境界上の塀の設置を申し入れる場合→例406	587

(3) 隣地の工作物や樹木等について申入れや抗議をする場合 →例407～例409	589
(4) 電気・ガス・水道水供給のために他人の土地に設備を設置しなければならない場合→例410	592
(5) 道路の利用や通行について申入れや抗議をする場合 →例411～例414	594
(6) 生活環境に関して申入れや抗議をする場合 →例415～例418	599

マンション

(1) 管理組合の役員選任決議に対して異議を述べる場合 →例419	604
(2) 監事が理事（長）に対し違法行為の差止めを求め、または責任追及する場合→例420、例421	607
(3) 管理会社の委託業務または委託料に関して催告をする場合 →例422、例423	610
(4) 管理組合から区分所有者に対して管理費等の請求をする場合→例424、例425	613
(5) ペット飼育その他の規約違反に抗議する場合 →例426～例428	616

事故・事件

(1) 交通事故による被害について損害賠償請求をする場合 →例429～例432	620
(2) 医療事故、学校事故等により損害賠償請求をする場合 →例433、例434	625
(3) 労働災害について会社に損害賠償請求をする場合 →例435	628
(4) 工作物責任の規定に基づいて損害賠償請求をする場合 →例436、例437	630
(5) 子供の親や動物の飼い主等に対して損害賠償請求をする場合 →例438、例439	632
(6) 暴行、傷害等の加害者に対して損害賠償請求をする場合 →例440	634
(7) 名誉毀損について謝罪文掲載と損害賠償を請求する場合 →例441、例442	635
(8) 失火による火災の損害を受けたときに損害賠償を請求する場合→例443～例445	638
(9) 欠陥商品による損害について製造物責任を追及する場合 →例446、例447	642

8 ■ 親族・相続

婚約・婚姻

- (1) 婚約を解消し、婚約解消に伴う諸種の請求をする場合
→ 例448～例451 646
- (2) 配偶者に婚姻上の義務履行を請求し、または不貞の相手方に損害賠償を請求する場合 → 例452～例454 649
- (3) 夫婦に対して日常家事債務の弁済を求める場合 → 例455 653

離婚等

- (1) 婚姻を取り消し、または婚姻の無効を主張する場合
→ 例456、例457 655
- (2) 協議離婚の申入れをする場合 → 例458 657
- (3) 離婚に伴う財産分与や慰謝料を請求する場合
→ 例459～例461 660
- (4) 離婚届の不提出を要求し、また、離婚届の不受理を申し出る場合 → 例462、例463 663
- (5) 内縁を解消し、または内縁解消に伴う慰謝料を求める場合
→ 例464、例465 666

親子・扶養

- (1) 父親に対して認知を請求する場合 → 例466 668
- (2) 子の養育費を請求する場合 → 例467 671
- (3) 子との面接または子の引渡しを請求する場合
→ 例468、例469 673
- (4) 協議離縁の申入れをする場合 → 例470 676
- (5) 親族に扶養を求める場合 → 例471 678

相続人・相続分

- (1) 表見相続人に対して相続回復請求権行使する場合
→ 例472 680
- (2) 他の相続人が譲渡した相続分を取り戻す場合 → 例473 682
- (3) 遺産処分に異議を述べ、または返還を求める場合
→ 例474、例475 684

遺産分割・遺言実行

- (1) 他の相続人らに対して遺産分割協議の申入れをする場合
→ 例476～例478 686
- (2) 遺言執行者の指定があった場合 → 例479～例484 690
- (3) 遺贈がなされている場合 → 例485～例490 694

(4) 配偶者に居住用建物またはその敷地が遺贈または贈与
された場合→例491 698

配偶者居住権

(1) 配偶者短期居住権が発生する場合→例492、例493 700
(2) (長期的な) 配偶者居住権が発生する場合
→例494、例495 703

遺留分

○ 遺留分侵害額請求をする場合→例496～例499 705

特別の寄与

○ 特別寄与者が特別寄与料を請求する場合
→例500、例501 711

文例目次

例1 堅固建物築造に対する異議	59	例28 借地権相続の通知	101
例2 堅固建物建築中止申入れに対する回答	60	例29 建物取得者の建物買取請求	103
例3 無断増改築に対する抗議	61	例30 建物朽廃による土地明渡請求	106
例4 建物滅失後の再築通知	64	例31 更新後の建物滅失による借地人の解約申入れ	107
例5 建物再築に対する異議	66	例32 更新後の無断再築による解約申入れ	109
例6 賃料増額請求	68	例33 賃料不払いによる催告および解除	111
例7 賃料増額請求についての拒絶	69	例34 賃料不払いによる解除	112
例8 賃料減額請求	70	例35 堅固建物築造による解除	113
例9 賃料減額請求についての拒絶	71	例36 無断増改築による解除	115
例10 賃料支払催告	73	例37 無断増改築解除通知に対する回答	115
例11 賃料受領意思確認	75	例38 貸借権の無断譲渡による解除	117
例12 借地契約の更新請求	77	例39 貸借権譲受人に対する明渡請求	117
例13 借地契約の更新請求に対する異議	78	例40 借地契約解除後の明渡請求	118
例14 期間満了後の土地使用に対する異議	80	例41 期間満了による明渡請求	121
例15 更新料支払要請	82	例42 建物買取請求	121
例16 更新料請求に対する回答	83	例43 事業用借地権の期間満了による明渡請求	122
例17 約定更新料支払催告	85	例44 一時使用借地権の期間満了による明渡請求	123
例18 土地所有者変更の通知	88	例45 土地買受人の借地人に対する明渡請求	125
例19 土地相続の通知	89	例46 資材置場の明渡請求	126
例20 土地相続についての問合せ	91	例47 土地譲受人の土地使用借主に対する土地明渡請求	128
例21 貸借権譲渡承諾要請	93	例48 使用借主の相続人に対する土地明渡請求	129
例22 転貸承諾要請	94	例49 無断改装に対する抗議	133
例23 貸借権譲渡不承諾通知	96		
例24 条件付転貸承諾通知	96		
例25 貸借権無断譲渡に対する抗議	97		
例26 地上建物の譲渡担保である旨の回答	99		
例27 離婚に伴う財産分与である旨の回答	100		

例50	使用目的違反に対する抗議	134
例51	ペット飼育に対する催告	136
例52	ピアノ騒音等に対する警告	137
例53	建物の不法占拠者排除、引渡請求	139
例54	賃貸人に対する修繕請求	141
例55	必要費償還請求	142
例56	有益費償還請求	143
例57	賃料増額請求	146
例58	賃料増額請求に対する回答	147
例59	賃料減額請求	148
例60	賃料減額請求に対する回答	149
例61	賃料の支払催告	151
例62	賃貸人からする更新拒絶通知	153
例63	更新拒絶通知に対する賃借人の回答	154
例64	賃貸人による解約申入れ	156
例65	賃借人の建物継続使用に対する異議	158
例66	賃借人に対する更新料請求	160
例67	定期建物賃貸借終了通知	162
例68	建物売却による賃貸人変更の通知	164
例69	建物相続による賃貸人変更の通知	166
例70	賃借権相続の通知	167
例71	賃借人の権利義務承継の通知	169
例72	賃借人の権利義務を承継しない旨の通知	169
例73	賃借権譲渡承諾願い	171
例74	賃借権譲渡承諾願いに対する回答	172
例75	転貸承諾願い	172
例76	転貸承諾願いに対する回答	173
例77	無断譲渡または無断転貸に対する抗議	174
例78	無断転貸でない旨の回答	175
例79	普通建物賃貸借の期間満了による明渡請求	177
例80	定期建物賃貸借の期間満了による明渡請求	178
例81	取壊し予定建物賃貸借の終了による明渡請求	179
例82	一時使用目的の場合の明渡請求	181
例83	賃料の支払催告と解除通知	183
例84	賃料不払いによる解除通知	183
例85	無断賃借権譲渡または無断転貸による解除通知	184
例86	用法違反による解除通知	184
例87	賃借人の破産管財人に対する確答催告	185
例88	費用償還請求、造作買取請求	187
例89	費用償還請求等に対する回答	188
例90	競売による建物買受人の明渡請求	190
例91	使用借主に対する明渡請求	192
例92	賃貸人に対する敷金返還請求	194
例93	敷金と原状回復費用との相殺通知	194
例94	保証金返還請求権譲渡通知	196
例95	保証金返還請求権譲受人に対する履行拒絶	196
例96	売買契約締結を促す申入れ	199
例97	売買交渉の打切り通知	200
例98	買受申入れの撤回・買付証明書返還請求	202
例99	売却申入れの撤回・売渡承諾書返還	

請求	203	例123	クーリング・オフ——申込みの撤回	238
例100 申込金返還請求	205	例124	クーリング・オフ——契約解除	238
例101 売買申込みの拒絶・申込金返還	205	例125	虚偽表示による無効主張	241
	205	例126	錯誤による取消し	242
例102 予約完結の意思表示	207	例127	詐欺による取消し	243
例103 予約完結権行使に関する催告	207	例128	無権代理を理由とする無効主張	244
例104 交渉相手に対する損害賠償請求	209	例129	無権代理の主張に対する反論	245
例105 代金等授受の日時、場所の申入れ	211	例130	代金支払催告と解除	249
例106 登記手続等と引換えによる代金支払催告	212	例131	代金不払いを理由とする解除	249
例107 残代金支払催告	213	例132	解除による抹消登記手続請求	250
例108 所有権移転登記手続催告	215	例133	登記手続不履行による解除	251
例109 不動産引渡し催告	216	例134	約定解除事由による解除	253
例110 借地権譲渡承諾取得の催告	218	例135	ローン条項による解除	253
例111 貸借権譲渡承諾取得催告に対する回答	219	例136	手付放棄による解除	254
例112 農地法上の許可手続催告	221	例137	手付倍返しによる解除	254
例113 実測による清算金支払催告	223	例138	買戻権の行使	255
例114 契約の一部履行不能による一部解除	225	例139	他の業者に重ねて媒介を依頼する旨の通知	258
例115 債権者の責めに帰すべき事由による履行不能の場合の債務者の反対給付請求	227	例140	自ら発見した相手方と売買する旨の通知	258
例116 代金減額請求	229	例141	宅建業者の費用償還請求	259
例117 建築制限があることによる解除	230	例142	媒介契約の解除	260
例118 借地権の存在による解除	231	例143	媒介契約解除に対する異議	261
例119 契約内容不適合を理由とする修補請求	232	例144	媒介報酬請求	263
例120 契約不適合を理由とする解除	233	例145	媒介報酬請求に対する回答	263
例121 売主の地位を相続した場合	235	例146	融資不成立の場合の媒介報酬の返還請求	264
例122 買主の地位譲渡の承諾要請	236	例147	宅建業者に対する損害賠償請求	266
		例148	期限の定めがない場合の貸金返還請求	269

例149	期限後の貸金等請求	270
例150	期限の利益喪失による一括返還請求	270
例151	消費貸借不成立主張	273
例152	貸金一部不受領の主張	273
例153	期限猶予の懇請	274
例154	期限後の弁済約束等	274
例155	制限利息超過の利息支払いによる不当利得返還請求	275
例156	元本組入れのための催告	276
例157	貸金債権を相続した旨の通知	278
例158	借主の相続人に対する請求	278
例159	相続放棄に関する通知	279
例160	準消費貸借による支払催告	280
例161	消滅時効の援用	282
例162	予備的にする消滅時効援用	283
例163	連帯保証人からする消滅時効援用	284
例164	貸金交付請求	286
例165	融資拒絶等の通知	287
例166	保証意思確認のための通知	289
例167	保証意思がない旨の通知	289
例168	保証人に対する期限の利益喪失通知	291
例169	主債務者と連帯保証人に対する催告	292
例170	連帯保証人に対する催告	292
例171	保証債務不存在の主張	293
例172	保証契約取消しの主張	293
例173	主債務の消滅時効援用	295
例174	主債務者が相殺権を有する場合の保証人の履行拒絶権行使	295
例175	代位弁済についての事前通知	297
例176	代位弁済についての事後通知	297
例177	連帯保証人の主債務者に対する事前求償	300
例178	保証人の主債務者に対する事後求償	301
例179	他の連帯保証人に対する求償	301
例180	個人根保証人の保証契約無効主張	303
例181	個人根保証人に対する主債務の原本確定通知	304
例182	個人貸金等根保証人になろうとする者に対する協力依頼	306
例183	個人貸金等根保証人による事業債務保証契約の取消し	306
例184	抵当権付き債権譲渡の通知	308
例185	抵当権付き債権の一部譲渡の通知	308
例186	準共有する抵当権付き債権の持分譲渡の通知	309
例187	抵当権付き債権の質入れの通知	309
例188	転抵当の通知	312
例189	抵当権譲渡の通知	313
例190	抵当権放棄の通知	314
例191	抵当権の順位譲渡の通知	315
例192	抵当権の順位の放棄	315
例193	債権不発生による抵当権設定登記抹消請求	317
例194	抵当権設定登記抹消請求に対する回答	317
例195	残債権放棄による抵当権設定登記抹消請求	318
例196	抵当権設定登記無効の主張	318
例197	抵当権設定登記無効の主張に対する回答	318

る反論	319	350
例198 弁済による抵当権設定登記抹消請求	319	例221 利害関係人に対する通知	351
例199 債権残存を理由とする抹消拒否	320	例222 受戻権行使の通知	353
例200 被担保債権の消滅時効援用	320	例223 清算金見積額に対する異議	354
例201 時効更新を理由とする抵当権設定登記抹消の拒絶	321	例224 集合動産譲渡担保権の実行	356
例202 抵当権の消滅時効援用	321	例225 清算金の通知	357
例203 代価弁済請求	323	例226 清算金がない旨の通知	358
例204 代価弁済拒絶通知	323	例227 受戻権の行使——債権弁済の申出	
例205 抵当権消滅請求	325	360
例206 競売申立てをする旨の通知	326	例228 供託による受戻権行使	360
例207 根抵当権設定者の元本確定請求	329	例229 清算金の請求	361
例208 根抵当権設定者の極度額減額請求	329	例230 貸金債権の譲渡通知	366
例209 第三取得者の元本確定および極度額減額請求	330	例231 売買残代金債権の一部譲渡の通知	
例210 根抵当権者の元本確定請求	330	367
例211 根抵当権の消滅請求	333	例232 債権譲受人に対する債務者の抗弁	
例212 債権質設定の通知	335	368
例213 質権者の第三債務者に対する催告	337	例233 将来債権を含む集合債権譲渡	370
例214 質権者の第三債務者に対する供託請求	338	例234 債務者への債権譲渡登記の通知	
例215 株式の登録質手続請求	341	371
例216 仮登記担保権付き債権の譲渡通知	342	例235 債権譲受人による譲渡人への履行催告書	
例217 清算金見積額の通知	345	373
例218 予約完結および清算金見積額通知	347	例236 譲渡制限特約を理由とする債務者の履行拒絶	
例219 清算金がない旨の通知	349	374
例220 後順位担保権者に対する通知		例237 債務者への供託通知書	375
		例238 免責的債務引受承諾願い	377
		例239 債権者の債務者に対する免責的債務引受契約通知	
		378
		例240 契約上の地位の譲渡通知	380
		例241 契約上の地位譲渡承諾願い	
		380
		例242 契約上の地位譲渡についての異議	
		381
		例243 貸金債権と売買代金の相殺	383
		例244 売掛債権と保証金返還請求権との	

相殺	384		
例245 貸金債権と預金債権の相殺	385	例269 解除による商品返還請求	413
例246 消滅時効にかかった債権による相殺	387	例270 解除による損害賠償請求	414
例247 讓受債権による相殺	389	例271 請負代金請求	416
例248 謾渡債権との相殺	390	例272 請負にかかる建物の引渡請求	417
例249 差押債権との相殺	391	例273 請負にかかる建物の引渡拒絶	418
例250 債務の免除	393	例274 注文者の都合による請負契約の解除	420
例251 債務の条件付き一部免除	393	例275 注文者の解除による請負人の割合報酬および損害賠償請求	421
例252 商品代金支払催告	395	例276 破産管財人に対する確答催告	
例253 期限の利益喪失による売掛金支払催告	396		422
例254 商品の引渡催告	399	例277 請負人の債務不履行による注文者の無催告解除	423
例255 同時履行の抗弁権行使	399	例278 契約不適合による追完（修補）請求	425
例256 留置権行使	400	例279 契約不適合を理由とする注文者の解除	426
例257 契約不適合（数量不足）の場合の追完（不足分引渡し）請求	402	例280 不適合の修補および損害賠償請求	
例258 別の方法による追完申入れ	403		427
例259 契約不適合（品質不良）による減額請求	404	例281 不適合修補・損害賠償の拒絶	428
例260 契約不適合（品質不良）による追完（代替物引渡し）請求	404	例282 委任者に対する報酬、費用賠償請求	430
例261 契約不適合（品質不良）による追完（修補）請求	405	例283 受任者に対する受取金引渡請求	
例262 契約不適合（品質不良）による損害賠償請求	406		431
例263 瑕疵がない旨の回答	407	例284 委任者からする委任の解除	433
例264 契約不適合（品質不良）による解除	407	例285 委任の中途終了に伴う報酬請求	
例265 解除が無効である旨の回答	408		434
例266 特定商取引法によるクーリング・オフ	410	例286 受任者からする委任の解除	435
例267 消費者契約法による取消し	410	例287 寄託物返還請求	438
例268 解除および代金返還請求	412	例288 第三者の仮処分があった旨の通知	
			439
		例289 預託金返還請求	439
		例290 各組合員に対する損害賠償請求	
			442

例291	脱退通知と持分払戻し請求	444	例316	株券不所持申出	479
例292	組合の解散請求と残余財産請求		例317	株券不所持申出株主に対する通知	479
		445			
例293	残リース料請求	447	例318	株券の発行・交付請求	480
例294	リース契約の解除通知	447	例319	株券不所持申出株主の株券交付請求	480
例295	契約不成立を理由とする手形返還請求	450	例320	株式譲渡承認請求	483
例296	手形割引依頼撤回による手形返還請求	451	例321	譲渡不承認通知	483
例297	人的抗弁権を有する旨の通知	453	例322	譲渡承認・買取請求	484
例298	裏書人が無権利者である旨の通知		例323	譲渡不承認・相手方指定通知	484
		454	例324	指定買取人の通知	485
例299	手形金等支払請求	457	例325	株券供託通知	485
例300	裏書人に対する不渡通知および遡求	458	例326	株式売買解除通知	486
例301	不渡通知を受けた者の前者への通知	459	例327	名義人に対する株券喪失登録通知	488
例302	基本契約の更新拒絶通知	461	例328	株券提出者に対する株券喪失登録通知	489
例303	基本契約の解除	462	例329	株券喪失登録者に対する株券喪失登録抹消申請通知	489
例304	継続的取引関係の解消	462	例330	臨時株主総会招集通知	492
例305	無権代理行為の追認	465	例331	株主総会招集請求書	493
例306	無権代理の相手方による取消し		例332	事業譲渡反対通知	495
		465	例333	事業譲渡反対株主の株式買取請求	495
例307	無権代理である旨の通知	466	例334	合併反対通知	497
例308	追認の有無確答の催告	466	例335	合併反対株主の株式買取請求	497
例309	無権代理人に対する損害賠償請求		例336	株式譲渡制限の定款変更反対通知	499
		467	例337	株式譲渡制限反対株主の株式買取請求	499
例310	虚偽表示無効の主張	469	例338	株主総会議事録の閲覧・暗写請求	501
例311	未成年者の行為の取消し	471	例339	計算書類・会計帳簿等の閲覧等請求	502
例312	詐欺による行為の取消し	473			
例313	錯誤取消しの通知	474			
例314	株主名簿の記載事項変更請求	477			
例315	定款・株主名簿の閲覧・暗写請求				
		477			

例340	帳簿閲覧請求拒絶	503	例362	採用内定取消通知	531
例341	累積投票請求	505	例363	試用期間中の従業員の解雇予告	531
例342	累積投票ができない旨の回答	505			531
例343	取締役会招集通知	507	例364	転勤命令通知	533
例344	取締役会招集請求	507	例365	転勤命令に対する抗議	533
例345	取締役辞任通知	509	例366	昇進差別に対する抗議	535
例346	取締役解任による損害賠償請求	509	例367	セクハラに関する改善要求	536
例347	監査役による取締役の行為差止請求	512	例368	セクハラによる損害賠償請求	
例348	株主による取締役の行為差止請求	513			537
例349	会社による取締役の責任追及	515	例369	パワハラに関する要望	538
例350	株主による取締役の責任追及	516	例370	整理解雇予告	540
例351	取締役に対する第三者責任追及	519	例371	懲戒解雇通知	540
例352	会社の不法行為責任追及	520	例372	懲戒解雇に対する抗議	541
例353	特例有限会社の株式譲渡承認請求	522	例373	労働組合結成通知および事務所供与要求	543
例354	特例有限会社の株式譲渡不承認通知	522	例374	団体交渉申入れ	543
例355	合名会社の持分譲渡承認請求	523	例375	組合脱退通知	544
例356	退社予告	525	例376	身元保証人に対する従業員の不行跡通知	546
例357	退社予告と持分払戻請求	525	例377	身元保証契約の解除	547
例358	相続人による持分払戻請求	526	例378	合併についての異議申述催告	549
例359	持分差押債権による退社予告	526	例379	合併についての異議申述	550
例360	無限責任社員に対する責任追及	528	例380	資本金減少についての異議申述催告	550
例361	持分全部を他人に譲渡した社員に対する請求予告	529	例381	資本金減少についての異議申述	551
			例382	清算に伴う債権申出催告	551
			例383	会社債権者の債権申出	552
			例384	取引先に対する代表取締役解任通知	554
			例385	取締役に代表権がない旨の通知	555
			例386	従業員を解雇した旨の通知	556
			例387	事業譲渡人に対する競業差止請求	

.....	558	議	596
例388 元取締役に対する競業差止請求	559	例412 通行地役権の主張	597
例389 類似商号差止請求	561	例413 囲繞地通行権の主張	598
例390 不正目的がない旨の回答	562	例414 囲繞地通行権主張に対する反論	598
例391 名板貸をしていない旨の通知	563		
例392 事業譲渡入の債務弁済をしない旨の通知	564	例415 ピアノ騒音に対する抗議	600
例393 送りつけ商品の処分通知	567	例416 工事の騒音等に対する抗議	601
例394 試用商品の処分通知	567	例417 日照阻害等に関する要望	602
例395 靈感商法による売買の取消通知	569	例418 竹木の切除請求	603
例396 受講取消通知	570	例419 理事選任の無効主張	606
例397 現物まがい商法による投資金返還請求	573	例420 監事による理事長の違法行為の差止請求	608
例398 先物取引終了通知	574	例421 理事に対する横領金返還請求	609
例399 連鎖販売取引による契約の解除	576		
例400 内職商法による契約の解除	578	例422 管理会社に対する履行請求	611
例401 受講契約の解除	579	例423 委託料請求	612
例402 寄附の取消し	581	例424 組合員に対する管理費請求	614
例403 測量、境界確立会いの申入れ	584	例425 特定承継人に対する管理費等請求	615
例404 越境建造物撤去要求	585	例426 専有部分の規約違反使用に対する差止請求	617
例405 越境建造物撤去要求に対する回答	586	例427 ルーフテラス利用増築部分除去請求	618
例406 界標設置等の申入れ	588	例428 ペット飼育に対する抗議	619
例407 境界線付近の建築変更の請求	590	例429 加害車輌運転手に対する損害賠償請求	621
例408 建築変更請求に対する回答	591	例430 損害賠償請求に対する回答	622
例409 目隠し設置請求	591	例431 運転者と使用者に対する損害賠償請求	623
例410 他人の土地に給水管を設置することの通知	593	例432 逆行供用者に対する損害賠償請求	624
例411 位置指定道路使用妨害に対する抗		例433 医療事故による損害賠償請求	626
		例434 学校事故による市への損害賠償請求	

求	627	例453	不貞行為がない旨の回答	651	
例435	労働災害による損害賠償請求	629	例454	婚姻費用分担請求	652
例436	工作物占有者に対する損害賠償請求	631	例455	日常家事債務の履行請求	654
例437	工作物所有者に対する損害賠償請求	631	例456	婚姻無効の主張	656
例438	子供の親に対する損害賠償請求	633	例457	詐欺による婚姻取消しの通告	656
例439	犬の飼い主に対する損害賠償請求	633	例458	離婚のための協議申入れ	659
例440	暴力行為に対する損害賠償請求	634	例459	離婚前の財産分与・慰謝料の提示	661
例441	名誉毀損につき謝罪文掲載等請求	636	例460	離婚後の財産分与、慰謝料請求	661
例442	名誉毀損にあたらない旨の反論	637	例461	財産分与等の請求に対する回答	662
例443	失火者に対する損害賠償請求	639	例462	離婚届不受理申出	664
例444	失火者の使用者に対する損害賠償請求	640	例463	離婚届書不提出要求	665
例445	子供の監督義務者に対する損害賠償請求	641	例464	内縁解消の通告	667
例446	製造物責任に基づく損害賠償請求	643	例465	内縁不当破棄による慰謝料請求	667
例447	製造物責任追及に対する回答	643	例466	認知請求	670
例448	婚約解消の通知	647	例467	養育費請求	672
例449	婚約解消に伴う結納金返還請求	647	例468	子との面接要求	674
例450	婚約不履行に基づく損害賠償請求	648	例469	子の引渡請求	675
例451	婚約不履行による損害賠償請求に対する反論	648	例470	協議離縁の申入れ	677
例452	不貞行為による損害賠償等請求	651	例471	扶養要請	679
		例472	相続回復請求	681	
		例473	相続分取戻権行使	683	
		例474	遺産処分差止請求	685	
		例475	譲渡遺産の返還請求	685	
		例476	他の相続人に対する遺産分割協議申入れ	688	
		例477	包括受遺者に対する遺産分割協議申入れ	689	
		例478	相続分譲受人からの遺産分割協議申入れ	689	
		例479	受託者による遺言執行者指定通知		

.....	691	例491	持戻し免除の主張	699
例480 遺言執行者指定委託の辞退通知		例492	配偶者短期居住権の終了による明 渡請求	702
.....	691	例493	居住建物取得者による配偶者短期 居住権消滅申入れ	702
例481 遺言執行者に対する就職確答催告		例494	居住建物所有者の配偶者に対する 是正催告	704
.....	692	例495	期間満了による配偶者に対する建 物明渡請求	704
例482 遺言執行者に就職しない旨の回答		例496	受遺者に対する遺留分侵害額請求	707
.....	692	例497	受贈者に対する遺留分侵害額請求	708
例483 遺言執行者就任通知	693	例498	遺留分侵害額請求についての消滅 時効援用	709
例484 遺言執行者による遺産回復請求		例499	指定相続分についての遺留分侵害 額請求	710
.....	693	例500	特別寄与料請求書	712
例485 遺贈承認・放棄に関する催告		例501	特別寄与料請求に対する回答書	713
.....	695			
例486 遺贈放棄の意思表示	695			
例487 相続人に対する不動産遺贈履行請 求	696			
例488 遺言執行者に対する債権遺贈履行 請求	696			
例489 債権遺贈の執行としての債権譲渡 通知	697			
例490 負担付遺贈の負担義務履行の催告				
.....	697			

用語解説目次

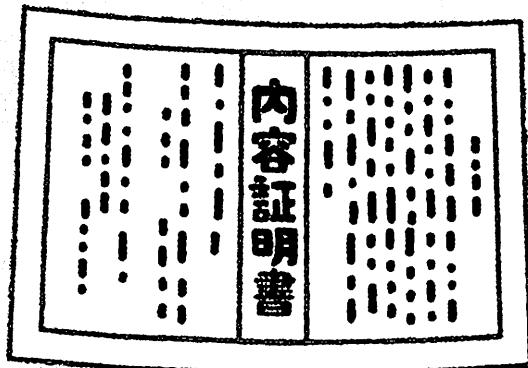
「任意規定（任意法規）」と「強行規定（強行法規）」	57	「特定保証」と「根保証」	299
「借地権」	58	「抵当権」と「根抵当権」	331
「増改築」と「修繕」	65	「物上保証人」と「第三取得者」	332
「地代」と「賃料」	74	「質権」（1）（成立）	336
「地上権」と「土地質借権」	87	「質権」（2）（効力等）	340
「借地借家法」	95	「仮登記担保（権）」	344
「借地権設定者」と「借地権者」	98	「譲渡担保」	359
「背信性（信頼関係破壊）の理論」	110	「物権」と「債権」	392
「解除」と「解約」	114	「特定物」と「不特定物」	437
「定期借地権」	120	「匿名組合」	441
「借家（権）」	132	「約束手形」「為替手形」「小切手」	449
「礼金」「権利金」	136	「有価証券」	456
「敷金」「保証金」	145	「権利能力」「意思能力」「行為能力」	464
「立退料」	157	「無効」「取消」「解除」「解約告知」	467
「合意解除」と「明渡猶予期間」	177	「会社法」	482
「訴訟上の和解」と「即決和解」	190	「法人格否認の法理」	491
「諾成契約」と「要物契約」	208	「取締役」と「取締役会設置会社」	511
「登記識別情報」と「登記原因証明情報」	220	「株式会社」「特例有限会社」「合資会社」	
「双務契約」と「片務契約」	240	「合名会社」「合同会社」	518
「有償契約」と「無償契約」	247	「労働審判」	534
「不動産登記」	248	「表見代表取締役」と「表見代表執行役」	
「手付」	255		553
「法律行為」「契約」「契約自由の原則」		「消費生活センター」等	572
	257	「敷地利用権」	605
「仲介手数料」	264	「専有部分」「共用部分」	612
「消費貸借」	271	「家事調停」	650
「消費寄託」	272	「家事審判」	658
「消滅時効」と「取得時効」	282	「特別養子」	669
		「相続分」	682
		「遺言」と「遺言書検認」	706

凡 例

借地借家	借地借家法	労審	労働審判法
旧借地	旧借地法	均等	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
民	民法	商	商法
民執	民事執行法	商登	商業登記法
民調	民事調停法	預託法	特定商品等の預託等取引契約に関する法律／預託取引等に関する法律
民訴	民事訴訟法	区分所有法、 マンション法	建物の区分所有等に関する法律
宅建	宅地建物取引業法	家事	家事事件手続法
不登	不動産登記法	戸籍	戸籍法
仮登記担保法	仮登記担保契約に関する法律	PL	製造物責任法
動産債権譲渡 特例法	動産および債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	失火責任法	失火ノ責任ニ関スル法律
破産	破産法		
特定商取引法	特定商取引に関する法律		
手形	手形法		
会	会社法		
労基	労働基準法		
労基則	労働基準法施行規則		
労契	労働契約法		
労組	労働組合法		

I 総 説

内容証明郵便活用の手引き



▶ はじめに

本書の利用方法

内容証明郵便を出したり受け取ったりしたことのあるビジネスマンや経営者は少なくないでしょう。自分で直接書いたり受け取ったりしたことはないものの、弁護士に頼んで出してもらったり、勤務先の企業等に送られてきたものを見たことがあるという人も多いと思われます。

そんなことで、「内容証明郵便」なるものが存在することは知っている人でも、いざ自分で出すとなると、なかなかやっかいなことです。多少とも重要な手紙を送ろうというときに、内容証明郵便として出したほうがよいのかどうかを、まず考える必要があります。また、内容証明郵便を利用するにしても、どのような内容で、どのような形式で書いたらよいのか、どのような諸手続で利用するのかがわからないとスムーズにこの制度を活用できません。

本書は、内容証明郵便を利用しようとする一般の人々のために、どのような場合にどのような文書を出せばよいのかを解説するために書いたものです。**I 総説**では、内容証明郵便がどういうもので、どういう点が他の一般的の手紙と異なるのか、そしてどのような場合に利用されているか、といった基礎的なことを説明します。そして、**II 事案別の文例**では、内容証明郵便が利用されることの多いケースを紹介して、その法律的な問題点について簡潔に説明するとともに、そのケースに関連して内容証明郵便で出されるであろう文書の内容を参考文例として掲げました。

これから初めて内容証明郵便を出そうという人は、まず、この**I 総説**をひととおり読んでから、**II 事案別の文例**の中から自分が抱えている問題について書かれている部分を探してください。内容証明郵便を出したはあるが、どのような文章にしたらよいか不安があるという人は、この**I 総説**はとばして、いきなり**II 事案別の文例**の中から関連する部分を探し出したらよいでしょう。

少し注意していただきたいのは、**II 事案別の文例**に掲げた、内容証明郵便の内容となっている文章はあくまで参考例にすぎないという点です。一字一句そのとおりである必要はありません。むしろ、宛先である相手方との人間関係や事案の内容、それまでの経緯等によって（趣旨はあまり変わらないとしても）それにふさわしい表現方法が用いられるべきでしょう。

今ひとつ注意すべき点は、抱えている事案がその後、訴訟等の深刻かつ重

大な問題に発展することが予想されるような場合には、自分で内容証明郵便を出したりせずに、最初から弁護士に依頼したほうが安全だということです。相手方に何らかの郵便物を出したほうがよいのかどうか、出すとすれば、どの時点で、どのような内容、形式で出したほうがよいのか、といったことを弁護士の判断に委ねたほうがよい場合が、実際上、少なくありません（いわゆる素人判断でうかつな内容証明郵便を出した結果、それがその後の展開に不利益に作用することもないとはいえません）。

内容証明郵便を出すにあたっては、そのあたりの配慮を忘れてはなりません。

▶2 内容証明郵便の意味と効果

(1) 内容証明郵便の意味

郵便法48条1項は「内容証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の内容である文書の内容を証明する。」と規定しています（「会社」とは、「日本郵便株式会社」のことです）。つまり、どのような内容の文書を出したかを公的な特殊法人である同会社（実際の取扱いは一定の郵便局の郵便局長）に証明してもらえる制度があり、そのような制度を利用して出される郵便物を内容証明郵便というわけです（以下、内容証明郵便ないしその文書を単に「内容証明」と呼ぶこととします）。

内容証明として出す文書の形式等は内国郵便約款で定められていますが、これについては後述します。

(2) 内容証明の効果

内容証明は郵便物である文書の内容が公的に証明され、また（後述するように、郵便局長により差出年月日が文書に付記されますので）差出日も証明されますが、そのほかは特別の法的効果はなく、普通の郵便物と何ら変わりはありません。

相手方に通知をしたり請求したりすることが法律上、重要な効果を生じることは少なくありません。たとえば、だれかにお金を貸しているという場合に、返済期限を過ぎても返済がないまま何年も放置していると消滅時效にかかり、返済してもらえないことがあります。このような時効の進行をス

トップ（時効の完成猶予）させるひとつの手段は相手方に「お金を返せ」と請求することですが、別段、内容証明で請求しなければ時効中断の効力がないというわけではありません。普通のハガキでも、口頭でも効果は同じです。

ただ、口頭での請求や、内容証明でない郵便物での請求では、後に裁判になったときに相手方が「請求されたことはない」「そんな手紙は受け取ったことがない」などと争った場合に、請求した事実を証明することが困難です。内容証明では（後述する配達証明の効果と相まって）このような事実の証明が容易です。まさに、内容証明は、その文書を出した事実について「証拠を残す」ことにその主な役割があるといえます。

相手方に何らかの意思を表明すること自体が直接的な法的効果をもたらすわけではないケースでも、文書をもって何らかの意思を表明した事実が証明されることで、实际上、重要な役割を果たすこともあります。

たとえば、「金を返せ」と請求された場合にも、お金を借りた事実はない、とか、すでに返済しているというような場合には、（たとえ請求者からの文書に「何日以内に回答せよ」と書かれていたとしても）何も回答する必要はありませんし、回答しなかったからといって、それによって理論上、不利益な法的効果が生じるわけではありません。しかし、「お金を借りた事実はない」とか「すでに何月何日に返済した」などと書いた文書をきちんと内容証明で出しておけば、後にその問題が裁判になった場合に、こちらが当初から相手方の主張を争っていたことを証明することができます。

逆に何もしないで放置していると、後日、裁判になった場合には、そのことが「相手方の主張を認めていたから格別反論しなかったのだろう」と不利益な判断をされる要因になります。

文書の内容が証明されるほかは他の郵便物と変わらない内容証明ですが、内容証明を利用することによって、そのことが強い意思を表明し、次の段階としての強い法的措置を予定していることを伝えるという事実上の効果をもたらすことがあります。

相手方も差出人のこのような決意を知って、「裁判にまでもち込まれたら困る」ということで折れてきて、裁判をやる前に解決するというケースも珍しくありません。

もっとも、このように内容証明によって強い態度を相手方に示すことによって、かえって相手方の態度を硬化させ、問題がこじれてしまうケースもありますから、この点は慎重に考える必要があります。



内容証明を利用したほうがよい場合

(1) 意思表示等が重要な法律効果を生じる場合

内容証明が利用される最も主要な場合は、その内容となっている差出人の意思表示等によって、何らかの法的効果が生じる場合です。

たとえば、建物賃貸借において当事者が一定期間内に相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは賃貸借は更新したものとみなされますし、借地契約の期間満了時において借地人が更新請求したのに地主(借地権設定者)が遅滞なく異議を述べないときはやはり借地契約は更新したものとみなされます。

また、売買の予約をしている場合には予約完結の意思表示をしなければ本契約となりませんし、相手方の契約不履行があるときに契約関係を解消しようとする場合にはきちんと解除の意思表示をしなければなりません。

このような重要な意思表示ないし通知（この両者は理論上は異なるのですが、本書では、必ずしも厳格な使い分けをしてはいません）は、それが実際になされたかどうかが争いとなることがありますので、内容証明を利用するのが通常です。

もっとも、意思表示等が重要な効果を生じるといっても、円満な関係にある間柄では口頭で十分な場合、あるいは文書によるとしても内容証明までは必要がない場合が多いでしょう。内容証明が利用される多くの場合は現在紛争中か、将来紛争が予想される場合といえるでしょう。

(2) 通知等の時期が重要な意味をもつ場合

意思表示ないし通知ではそれをした時期が重要な意味をもつ場合がほとんどです。

たとえば、前述した建物賃貸借における更新しない旨の通知は期間満了の1年前から6か月前までの間にしなければ効果が認められませんし、借地人の更新請求に対する地主の異議も「遅滞なく」しなければ効果が認められません。

また、株主総会の招集通知は、原則として、会日の2週間前に通知を発しなければなりませんし、特定商取引法等による、いわゆるクーリング・オフ（申込みの撤回または解除）は一定の書面の交付を受けた日から8日以内に発しなければ効力が生じないことになっています。

前述のように内容証明では差出日が記載されますので、通知等がなされた時期（したがって、また通知等の有効性）が争われることを未然に防ぐことができます（もっとも、通知等の到達時期の証明は後述する配達証明によることになります）。

(3) 通知等に書面が要求される場合

意思表示や通知は一般には口頭でもかまわないのですが、法が特に書面を要求している場合があります。前述したクーリング・オフや株主総会の招集通知（原則）等がそうです。株主総会の招集通知は特殊な事情がある場合のほか内容証明は利用しませんが、クーリング・オフをするような場合のようにまさに紛争関係にある場合、または紛争が予想される場合にはもっぱら内容証明を利用しています。

(4) 確定日付が特別の意味をもつ場合

ある文書がその日に作成されたことが法律上証明される日付を「確定日付」といいます。公文書に付される正式な日付や公証役場で押してくれる日付印、そして郵便局長が内容証明の差出日として記載してくれる日付などがこれにあたります。

確定日付が意味をもつ典型例が債権譲渡の場合です。債権譲渡は債務者に通知をするか債務者が承諾をすることで債務者に対抗できますが、第三者（たとえば二重にその債権を譲り受けた者）に対しては通知または承諾に確定日付がないと対抗することができません。このような関係から、債権譲渡の通知にはもっぱら内容証明を利用しているのが実情です。

(5) 時効の完成猶予としての権利行使をする場合

貸金債権に限らず、債権、あるいは債権以外の一定の権利は、一定期間権利行使をしないでいると消滅時効が完成して、義務者が義務の履行をしなくてもよいという事態になります。また、土地や建物の所有者でない者が一定期間、その土地や建物を占有していると取得時効により所有権を取得してしまうことがあります。

そのような場合に、請求（催告）をすることで時効の進行をストップ（時効の完成猶予）させることができます（ただし、催告、すなわち裁判外の請求は、その後6か月以内に裁判上の請求等をしないと時効の完成猶予の効力

を生じないこととされています)。

いずれ裁判を起こさざるを得ないとしても、時効の完成（つまり時効期間の満了）が近づいているときは、さしあたって請求（催告）をすることで権利を保全することができます。このような場合の請求も理論上は口頭でもかまわないのですが、裁判になってから「そのような請求を受けた覚えはない」と争われるおそれがありますので、通常は内容証明を利用しています。

(6) その他、内容証明を利用したほうがよい場合

前述したとおり、内容証明は差出人の強い態度を示すものとしての事実上の効果もありますので、請求等、何らかの権利行使をする場合の“手はじめ”としては有用なものといえます。もっとも、昨今は内容証明をもらったくらいでびくつくような人はあまりいませんから、威かくやおどしのつもりで内容証明を利用してもあまり効果は期待できないでしょう。

また、権利行使ではないとしても、相手方の主張に対して反論をしたり、何らかの提案をするような場合に、差出人の明確な意思を表明する手段としても内容証明は有益な手段となります。もっとも、そのような反論や提案等を証拠として残す必要がない場合には、格別、内容証明を利用する必要はないでしょう。

(7) 内容証明を利用しないほうがよい場合

何らかの意思を表明したり通知をしたりするについて、つねに内容証明を利用したほうがよいというわけではありません。むしろ、普通の手紙によるほうがよいという場合も少なくありません。

たとえば、相手方から貸金の返還を請求されている場合に、たしかにお金を借りていて、返済期限も過ぎているものの、資金繰りが悪くて今は払えない、何とかもう少し待って欲しいというような場合に、内容証明で「金がないので払えない」などとやれば相手を怒らせるだけです。むしろ、普通の手紙で窮状を訴えて猶予を懇願したほうがはるかに効果的でしょう。

4 内容証明の当事者

(1) 差出人

個人（自然人）でも法人でも、あるいは法人格をもっていない団体でもさしつかえありません。法人ないし団体の場合はその代表者名か代理権限のある担当者名で差し出します。

代理人として差し出すことも問題ありません。弁護士が内容証明を出す場合は通常、依頼者である本人の代理人として出すものです。複数の差出人がいわば連名で出すこともできますし、複数の本人を別の1人が代理して差し出すこともできます。

なお、記載方法等については後述します。

(2) 受取人（名宛人）

内容証明をだれに宛てて出すかについても制限はありません。個人でも法人でも、法人格のない団体でも問題ありません。法人ないし団体を受取人とするときは、その代表者名を明記するのが本来の方法ですが、明記することなく、単に「〇〇株式会社 御中」などとしてもさしつかえありません。

担当者ないし代理人に宛てたほうが「話が通りやすい」と思われる場合には、担当者や代理人を受取人としたほうがよいでしょう。

もっとも、会社の、代表権を有しない担当者や弁護士でない自称「代理人」の場合には通知等を受領する権限を有していないこともありますから、（文書の内容によりけりですが）やはり代表者（代表者名を記載しないで「〇〇株式会社 御中」などとした場合には当然、当該法人ないし団体の代表者へ宛てられたものと解されます）へ宛てたほうが安全といえるでしょう。

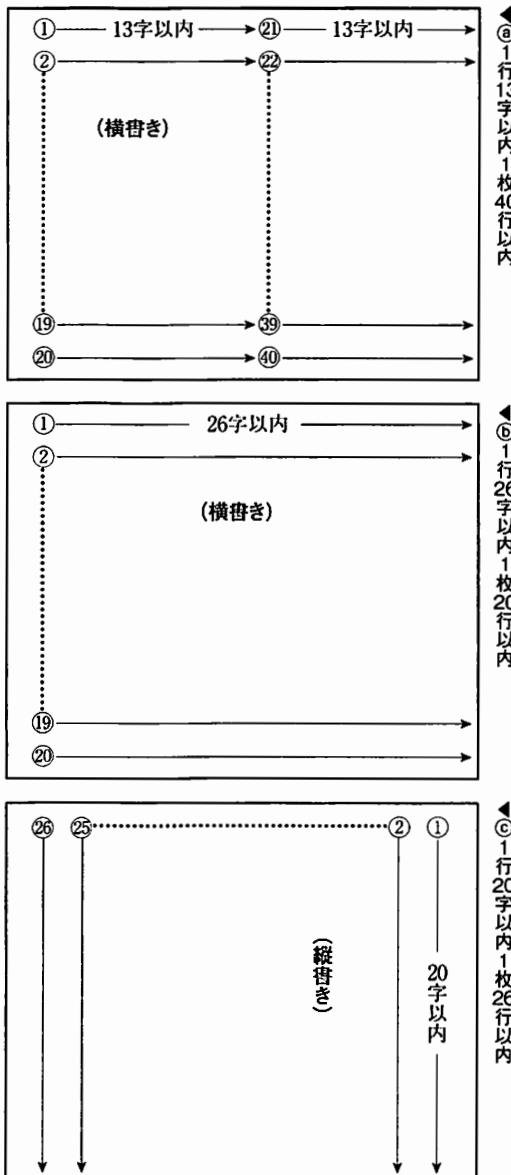
同一の文書を同時に複数の受取人に宛てて出すことも可能ですが（もちろん、別々の文書をそれぞれの受取人に出すことができます）。この場合には、「A殿、B殿、C殿」等として宛名が連名になるわけです（複数の本人を代理する1名に出す場合には、その複数の本人に通知したことになりますが、受取人は代理人1人です）。

5 内容証明の方式

(1) 文章の方式

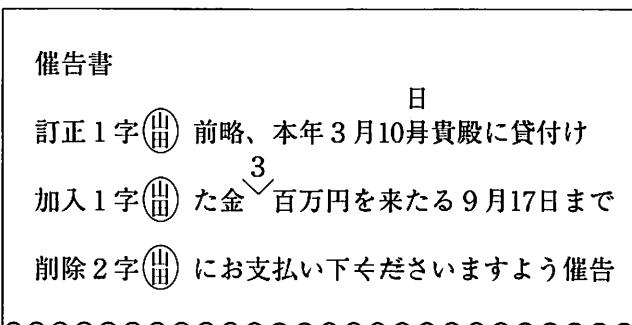
内容証明の取扱方式の詳細は、内国郵便約款に定められています（特殊なものとして点字内容証明がありますが、以下には一般の内容証明について説明します）。

まず、文書の形式については、横書きの場合には1行13字以内、1枚40行以内、または1行26字以内、1枚20行以内で作成することとされています（これらを図式化すると、通常は右図のような型になります）。縦書きの場合、1行20字（記号は1個を1字とします）以内、1枚26行以内で作成しなければなりません。あくまで「○字以内」「○行以内」であって、1行に20字書かなければならぬ、というようなことはありません。むしろ、多少の余白を置いたほうが読みやすいし、“見ばえ”がよいのではないかと思います。



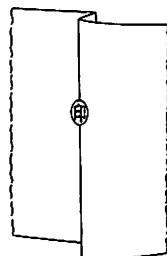
文字や記号等に関しては「仮名（かな）、漢字および数字」のほか、英字（固有名詞に限られます）、かっこ、句読点（。と、）、その他一般に記号として使用されるものを使用すべきことが定められています（句読点や記号は1個を1字分として扱うのが一般ですが、m²や①、②、③…等のように2文字分として扱われる記号もありますのでご注意ください）。

文字や記号を訂正し、挿入し、または削除するときは、その字数および箇所を欄外または末尾の余白に記載して押印しなければなりません。たとえば、次のような要領で行います。



文書が2枚以上になるときは、その綴目に契印をしなければなりません。

なお、差出人が名前（名称）の下に押印することは、規則上、要求されていませんが、正式な文書であることを示すために押印（実印である必要はありません）するのが通例です。



(2) 提出方法等

まず、内容証明を取り扱うのは郵便物の集配事務を取り扱う郵便局か地方郵政局長の指定した郵便局に限られますので、そのような郵便局へ行く必要があります（街の小さな郵便局では取り扱っていないことが多いようです）。

内容証明を出すときは、郵便物の内容である文書のほか、その謄本（つまり同一内容の写し）2通に内容証明料（後述）を添えて郵便局に提出しなければなりません（同一の文書を複数の受取人に、いわば連名で宛てる場合にはその人数分、内容たる文書を用意しなければならないのは当然です。たとえば、3名の受取人に同一の内容証明を出す場合には謄本も含めて同一のも

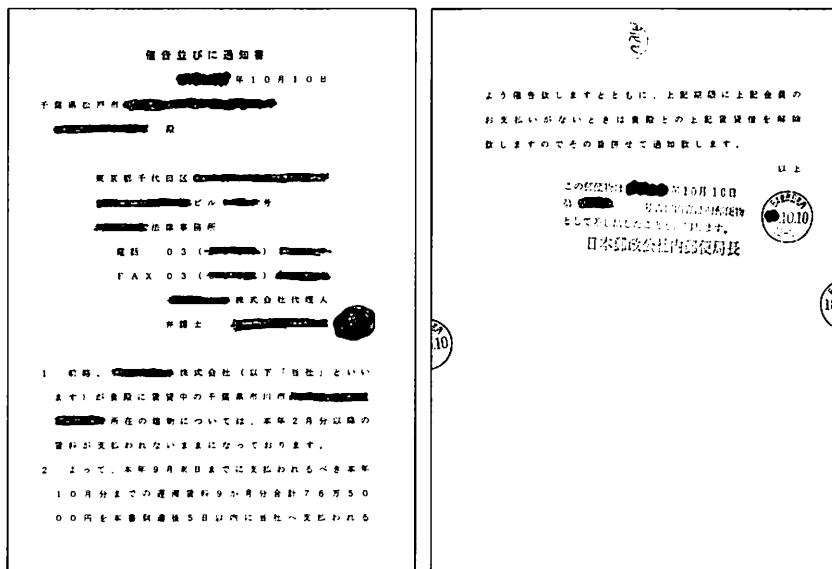
のを5通用意する必要があります)。

郵便局では内容である文書(受取人に郵送する文書)とその謄本を対照して両者が符合する(同一内容である)ことを認めたときは、内容である文書と各謄本に差出年月日、その郵便物が内容証明郵便物として差し出された旨および郵便局長名を記載し(実際にはそれらの記載のあるスタンプを押して処理しています)、さらに通信日付印を押印します。この通信日付印は、2枚以上ある場合の綴目や訂正箇所にも押されます。また、内容たる文書と謄本に通信日付印で契印します。

郵便局では謄本のうちの1通を保管し、残りの1通を差出人に戻します。また、内容たる文書は郵便局の係員の立会いのもとに差出人に封筒に納めて封かんをさせたうえで受け取って郵送することにします(郵便局は差出人に郵便物の受領証を交付します)。

封筒には郵便物の受取人および差出人の住所(居所でもかまいません)と氏名を記載しなければなりません(その要領は一般の封書の場合と同様です)。

このようなところから、実際に内容証明を出す際には、同一の文書3通のほか、差出人および受取人の住所・氏名を書いた封筒(複数の受取人がいる場合にはその人数分)を持参する必要があります。



(3) 配達証明

郵便法47条は、「配達証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。」と規定しています（「会社」とは「日本郵便株式会社」のことです）。配達証明を受ける郵便物が配達証明郵便物です（以下、単に「配達証明」といいます）。

意思表示や通知は、（例外的に、発した時点で効力を生じたり、一定期間内に発すれば足りるとされているものもありますが）受取人に到達して初めて効力を生じるのが原則となっています（到達主義）。そして、通知等について期間の制限がある場合には、その期間内に到達しなければ効力が認められないとするのが原則です。

内容証明はその文書が差し出されたことおよびその時期の証明にはなりますが、受取人に到達したこと、つまり、その郵便物が配達されたことやその時期の証明はできません。

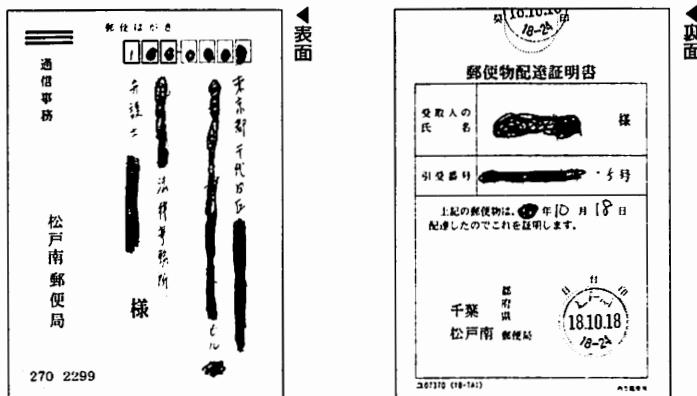
そこで、実際には、内容証明を出す際には同時に配達証明の請求をするのが通例です。

配達証明がなければ、受取人が「（内容証明として出されたことは認めるが）受け取っていない」といって争った場合には通知等の到達を証明できず、实际上、内容証明を利用したことがほとんど無意味になってしまいます。

内容証明を出すときには配達証明も必ずつけてもらうようにしてください（配達証明にして欲しいといえば——当然そのための料金を別に支払うことになりますが——郵便局はその取扱いをしてくれます）。

配達証明の請求をすると、その郵便物が配達された後、郵便局から何月何日にそれを配達したかを記したハガキ（配達証明書）が送られてきます。

なお、配達証明は内容証明でない郵便物についても利用できます。



(4) 謄本の閲覧等

内容証明の差出人は、謄本の保存期間である5年間に限り、差出郵便局で（郵便物受領証を提示して）謄本の閲覧を請求できます。

また、郵便局長の証明文言のある謄本を紛失したり、何かの事情で証明文言のある謄本を再度もらいたいときは、差出郵便局で、（やはり上記期間内に郵便物受領証を提示して）謄本を提出して証明（郵便局長名による証明文言の記載）をしてもらうことができます。

配達証明として出した郵便物については、郵便物を差し出した後でも、その差出日から1年以内に限り、（差出郵便局に郵便物受領証を提出して）再度、配達証明を請求することができます。

(5) 料 金

内容証明の料金自体は1枚の場合に480円（令和6年2月1日現在。以下同様）、そして1枚増えるごとに290円を加算します（したがって4枚の場合には1,350円となります）。内容証明は書留にした場合にのみ取り扱うこととされていますので、別に（損害賠償額が10万円以下の場合には）書留料金480円が必要です。

内容証明料金と書留料金はいわば特別の取扱いのための料金ですから、別に一般の郵便料金（定形郵便物であれば重量25グラムまでのものにつき84円）が必要です。したがって、内容証明を出す際には最低（480円 + 480円 + 84円 =）1,044円が必要となります。

内容証明を速達で出す場合には、別に速達料金（250グラムまでのものにつき260円）が必要なことはもちろんです。

前述のとおり、内容証明を出す際には配達証明を請求するのが通例ですが、その料金は郵便物を差し出す際にする場合には350円、郵便物を差し出した後にする場合は480円です（配達証明も書留郵便に限って取り扱うこととされていますので、内容証明でない郵便物について配達証明を請求する場合には別に書留料金が必要です）。

内容証明の謄本閲覧料は480円です。

なお、上記の料金は変更されることがありますので、ご注意ください。

16 内容証明の書き方のポイント

(1) 用紙等

前述した方式のほか、特に法定されたものはありません。使用する用紙の種類や大きさも自由ですが、前述した字数・行数の制限がありますので、B4判、A4判、B5判程度の一般的な用紙（タイプ用紙、コピー用紙、ワープロ用紙等でさしつかえありません）を使用するのが普通です。内容証明のための専用の、ます目が印刷された用紙も市販されていますので、（特に一般の人が手書きで作成するような場合には）それを使用すれば便利です。どのような用紙を使っても効果に違いはありません。

筆記用具も格別制限されていませんが、手書きの場合には3通作成する関係上、カーボン紙を敷いてボールペンで書くことが多いようです。性質上、容易に消したり改ざんしたりできる鉛筆による筆記は不適切です。1通手書きしてそれを2通コピーしてもかまいませんし、パソコンで作成し3通プリントアウトしたものでもかまいません。

(2) 標題

文書に標題をつける必要はないのですが、文書の内容にふさわしい標題（いわばその文書の名称）をつけたほうが趣旨が明確になりますし、後にその文書を特定するうえでも便利です。標題は、「通知書」「催告書」「更新請求書」「回答書」「申し入れ書」など、さまざまです。具体的にはⅡ 事案別の文例の文例を参考にされたらよいでしょう。

(3) 前文等

一般の手紙では、まず「拝啓」「前略」などの頭語を書くことが多いのですが、内容証明で書くか書かないかは相手方（受取人）との関係や事案の内容次第、そして書く人の趣味次第でしょう。

やはり、一般の手紙では頭語に統いて時候に触れたり、「貴社益々御清栄のこととお慶びを申し上げます」などという前文を書くことが多いのですが、内容証明では一般には書く必要はないでしょう（相手方に何かお願いをするというような場合であれば書いたほうがよいかもしれません）。

(4) 本文

本文について言えることは、第1には簡潔な文章を心がけることです。枚数制限はありませんが枚数が増えると前述のとおり料金が高くなりますし、冗長になるとどうしても焦点ボケになりがちです。書かずもがなのことを書いてしまうおそれもあります。

次に、明確な、わかりやすい文章にすることです。詳しい事情やいきさつ、理由などを長々と書いてあるのに、要するに何を主張したいのか、何を要求しているのか、といった結論がはっきりしない文章を目にすることがあります、それでは内容証明にする意味がありません。

どの程度強い調子で書くかは事案の内容次第です。貸したお金をなかなか返してくれない相手に支払いを催促するのであれば、多少強い調子で書いたらほうが効果的でしょうが、返済を猶予して欲しいという内容であれば（それを内容証明で出すのが適當かどうかはともかく）「下手に出る」ような表現をせざるをえないでしょう。

いずれにせよ、あまり感情に走らない、冷静な表現方法を心がけるべきです。

(5) 末文等

内容証明では、一般の手紙にあるような「どうぞ御自愛ください」等の末文を書く必要はありません。また、「敬具」「草々」といった結語も必要ありません（もちろん、書いてもかまいません）。

(6) 当事者の表示等

一般の手紙では、（縦書きの場合には）日付を書いて、自分の名前を書いて、最後に相手（名宛人）の名前を書くのが通例です（横書きの場合には、種々の配列パターンがあります）。

内容証明でも、通常、日付を記載しています。ただ、実際の差出日は前述のように郵便局が受付の際に記載しますので、内容証明の後付として記載する日付にはあまり重要な意味はありません。

差出人と受取人の住所（または居所）・氏名（名称）は前述のとおり必ず記載しなければなりません。普段使用していて、それがだれであるのかがわかるのであれば、戸籍上の氏名（本名）でなく、通称を使用してもかまいません（いわゆる芸名やペンネームでもかまいません）。

差出人に「通知人」、受取人に「被通知人」との「肩書」をつける例も少なくありませんが、特に必要なわけではありません。

ただ、だれかを代理して内容証明を出す場合には、本人の氏名（名称）を表示したうえで「代理人」を付して差出人の名前を書いたほうがよいでしょう（この場合、差出人である代理人の住所を記載すれば本人の住所を記載する必要はありません。下例参照）。

中央区銀座○丁目○番○号
○○ビル8階
日本株式会社及び甲野太郎両名代理人
弁護士 内容証明

複数の差出人から出す場合、または複数の受取人に対して出す場合には全員の氏名（名称）と住所（または居所）を連記します（下例参照）。

東京都世田谷区×××

丙川三郎 殿

埼玉県さいたま市××-×

丁谷四郎 殿

東京都中央区○○町○-○

日本株式会社

代表取締役 甲野太郎 (印)

神奈川県横浜市○○町○-○

乙山次郎

もっとも、複数の者の住所（または居所）が同一である場合には、住所等が同一である他の者の住所等の記載を省くことができます（下例参照）。

東京都世田谷区×××

丙川三郎 殿 丁谷四郎 殿

東京都中央区○○町○-○

甲野太郎

乙山次郎

■ 電子内容証明サービス

(1) サービスの概要

平成13年2月1日から、内容証明に関する新しいサービスとして「電子内容証明サービス（以下「e内容証明」といいます）」が始まりました。

e内容証明は、簡単にいえば、郵便局が、内容証明郵便を電子化して、インターネットを通じて24時間受付を行うサービスです。

わざわざ郵便局へ足を運ぶ必要がなく、これまでのようにあらかじめ宛名を書いた封筒を用意する必要もありません。また、1枚の用紙に書ける字数がこれまでに比べると大幅に緩和され、料金も、全般的に割安になっています（特にたくさん出すときは、相当割安になります）。

e内容証明を利用することができるようになったからといって、これまでのやり方が廃止されたわけではありません（従来の方法でやるか、e内容証明を利用するかはまったく自由です）。

(2) 利用者登録

e内容証明を利用しようとする人は、まず利用者登録をして利用者IDを取得する必要があります。

利用料金の支払方法（クレジットカードを用いて支払う方法と「料金後納」による支払方法があります）によって登録作業が異なりますが、いずれもwebゆうびんの専用サイト（<https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/snt/DYFR900.do>）によって行います。

(3) ソフトウェアのダウンロードなど

利用者登録、支払手続完了後、サイト（<https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/snt/DYFR900.do>）に接続し、会員専用ページからe内容証明ソフトウェアをダウンロードしてインストールします。

(4) 文書の作成方法

アプリケーションソフトは、「Microsoft Word95／97／98／2000／2003／2007／2010」または「Just System一太郎Ver.8／9／10」です。

用紙の枚数は最大5枚まで。

文字ポイントサイズは10.5ポイント以上、450ポイント以下。1枚の用紙でおおよそ1,500字から1,800字記載することができますから、これまでの字数制限（1枚あたり520字）からすると、これまでの約3枚分を1枚に記載することができます（行数や1行あたりの文字数の制限はありません）。

用紙と字の配列はA4用紙の縦置き・横書き、またはA4用紙の横置き・縦書きのいずれかです。

全ページに、A4縦置き・横書きの場合には、上と左右に1.5cm以上の、下に7cm以上の余白を、A4横置き、縦書きの場合には、右と上下に1.5cm以上の、左に7cm以上の余白を設けなければなりません。最終ページの文末の後の余白には、郵便局において、差出人・受取人の住所・氏名（ただし、挿入の指定があった場合のみ）、証明文が記載され、受付日付印が記載されます。

文字の種類はJIS第一、第二水準範囲の文字に限られ、外字はサポートされません。図や表は使用できません。

（5）差出人・受取人への配達

郵便局では、差出人が作成したe内容証明の本文をもとに、受取人宛の原本郵便物、差出人宛の謄本郵便物を作成し、これを専用の封筒に封かんをして、受取人宛のものは書留郵便物として、差出人宛のものは簡易書留郵便として発送、配達します。

（6）一括差出サービスと謄本一括返送サービス

e内容証明は（それぞれの受取人が1名の場合）一度に100通まで差し出すことができます（それぞれの受取人が複数の場合、総郵便物の合計受取人数が100人までとなります）。

一括差出サービスの申請をした場合、通常はそれぞれのe内容証明に対する謄本が別の郵便物として配達されますが、謄本の一括返送を指定（すべての差出人が同一の場合にこの指定が可能です）すると一括差出をしたe内容証明の謄本が1つの郵便物でまとめて配達されます（謄本返送料金がその分安くて済みます）。

(7) 同報受付サービス、その他

複数の受取人のすべての住所・氏名を本文中に記載する場合（これを完全同文内容証明といいます）には、その旨指定することによって、自動的に本文に記載されます。

複数の受取人の、個々の住所・氏名のみが宛名として記載される場合（これを不完全同文内容証明といいます）には、その旨指定することによって、自動的にそれぞれの本文にそれぞれの宛名が記載されます。

これらの場合、2通目以降の料金が減額されるので利用者に得になります（なお、謄本は同報に対して1通のみ発行されます）。

差出人を複数人登録することにより、本文中に自動的にリストとして挿入し、差出人を連名とする形でe内容証明を差し出すこともできます。この場合には、謄本は代表差出人にのみ返送されます。

各受取人ごとに「速達」、「配達証明」、「親展」を指定することができます（速達、配達証明には別料金がかかります。親展の場合には封筒に親展印が押されて配達されます）。

(8) 料 金

e内容証明の料金体系は（令和6年2月1日現在）次ページのとおりです。詳しくは、webサイト（<https://www.post.japanpost.jp/service/enaiyo/>）をご覧ください（変更されることがありますのでご注意ください）。

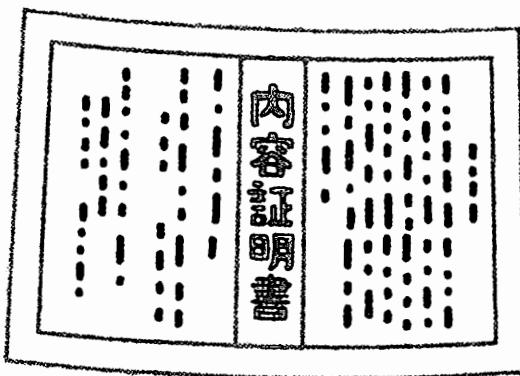
料 金		
郵便料金	(1) 郵便料金	84円
内容証明関連 料金	(2) 電子郵便料金	
	電子内容証明文書 1枚目	15円
	電子内容証明文書 2枚目以降 1枚ごとに(5枚まで)	5円
	(3) 内容証明料金	
	電子内容証明文書 1枚目	382円
	電子内容証明文書 2枚目以降 1枚ごとに(5枚まで)	360円
	同文内容証明(2通目以降1枚目)	210円
	同文内容証明(2通目以降2枚目以降 1枚ごとに(100通まで))	210円
	(4) 贈本送付料金	
	通常送付	304円
	一括送付(受取人数100人まで)	503円
	(5) 一般書留料金	480円
	(6) 配達証明料金	350円
(7) 速達料金	260円	

(2024年1月現在)

事案別の文例

内容証明のケース別の文例501

- ① 土地の貸借
- ② 建物の貸借
- ③ 不動産売買
- ④ 金融取引
- ⑤ その他の取引関係
- ⑥ 会社の運営
- ⑦ 社会生活上のトラブル
- ⑧ 親族・相続



土地の貸借

土地の利用／56

賃料（地代）／67

期間満了と更新／76

当事者の変更／86

借地関係の終了と明渡し／104

借地権が発生しない土地の貸借／126

▶▶▶ 土地の利用（1）

借地人の堅固建物築造に対する地主の異議と、それに対する回答

旧借地法は、借地権が「堅固な建物の所有を目的とする場合」と「堅固でない建物の所有を目的とする場合」とでその存続期間を区別する制度をつっていました（旧借地2条）。

すなわち、堅固建物所有目的の場合、当初の存続期間は60年（当事者が30年以上の期間を合意したときはその合意は有効）、更新後の存続期間は30年（それを超える期間の合意は有効）、そして非堅固建物所有目的の場合、当初の存続期間は30年（当事者が20年以上の期間を合意したときはその合意は有効）、更新後の存続期間は20年（それを超える期間の合意は有効）とされていました（旧借地2条、5条）。

堅固建物とは、レンガ造り、鉄筋コンクリート造りの建物などです。非堅固建物（普通建物）とは、木造建物などです。いわゆるプレハブ（軽量鉄骨造り）の建物は、一般には非堅固建物と解されています。

旧借地法は平成4年8月1日借地借家法の施行と一緒に廃止されましたが、旧借地法の規定により生じた効力が消滅するわけではありませんから（借地借家法制定時の同法附則4条ただし書）、借地借家法施行前に非堅固建物所有を目的としてなされた借地契約（なお、契約の際、建物の種類・構造を定めなかったときは非堅固建物所有目的の契約とみなされます。旧借地3条）であるのに借地人が勝手に堅固建物を築造すれば重大な契約違反となります（ちなみに、堅固建物所有目的とする借地契約である場合に非堅固建物を築造することは契約違反にはあたりません）。

旧借地法下で、当事者間で借地権の有効な存続期間を定めていないために法定期間となった場合において、その期間中に建物が朽廃（自然の推移により建物が腐朽損壊し建物としての社会的経済的効用を失うこと）したときは、借地権は消滅します（旧借地2条1項但書）。借地借家法はこの制度を廃止しましたが、旧借地法下で設定された借地権（旧借地権）については、今なお、従前の例によることとされていますので、注意が必要です（建物の朽廃については104頁参照）。借地借家法は借地権の存続期間について堅固建物所有目的の場合と非堅固建物所有目的の場合とを区別していません。

すなわち、堅固建物所有目的か非堅固建物所有目的かを問わず、当初の存

続期間は30年（借地借家3条本文）、第1回の更新後の存続期間は20年（借地借家4条本文）、第2回目以降の更新後の存続期間は10年としています（借地借家4条）。いずれも、これらの法定期間を超える期間の合意は有効です（同条ただし書）。

しかし、当事者が建物の種類・構造等を制限する内容の借地条件を合意することは可能ですから、同法施行後に成立した借地契約に「木造建物に限る」との条件があるのに鉄筋コンクリート造りの建物を築造すれば、やはり契約違反となります（このような場合の契約解除については**例35**参照）。

なお、このように建物の種類・構造等を制限する内容の借地条件がある場合に、その変更について当事者間の協議が調わないときは、裁判所に借地条件の変更を請求することができます（借地借家17条1項）。

通常は借地人側からこの申立てがなされますが、この場合、裁判所は双方の言い分を聴き、周辺の状況等について鑑定委員会の意見を聴いたうえで（同条6項）、条件変更を相当と判断するときは、借地人が地主に一定のお金を支払うことの条件に（同条3項）借地条件を変更するのが一般的な取扱いです。

用語解説

「任意規定（任意法規）」と「強行規定（強行法規）」――――――

法令に規定があっても、当事者がそれとは異なる合意（特約）とした場合にはその合意が優先する規定が任意規定であり、法令の規定が当事者の合意（特約）より優先する、すなわち、その規定に反する合意が許されない（合意があってもその合意は無効）規定が強行規定です。

民法における契約に関する規定の多くは、任意規定です（たとえば、民法558条は、売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担すると定めていますが、一方がその費用全部を負担する旨の合意をすることができますし、民法574条は、目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡場所で代金を支払わなければならぬと定めていますが、当事者間の合意で別の場所を支払場所とすることができます）。

これに対して、借地借家法の規定のほとんどは強行規定ですし（9条、16条、21条、30条、37条参照）、利息制限法はその全部の規定が強行規定です。

用語解説**「借地権」**――

「借地権」とは「建物の所有を目的とする地上権」または「建物の所有を目的とする土地の賃借権」のことです(借地借家2条1号)。「地上権」は「他人の土地において工作物または竹木を所有するためその土地を使用する権利」で(民265条)、一般には土地所有者(地主)と地上権者との地上権設定契約により成立します(「法定地上権」といって、例外的に契約によらないで成立することもあります。民388条)。「賃借権」は一方(賃貸人。所有者に限りません)が相手方(賃借人)にある物の使用収益をさせることを約束し、相手方(賃借人)がこれについて賃料の支払いを約束する契約(賃貸借契約)によって発生する賃借人の権利です(民601条)。地上権も賃借権も「建物所有を目的とする」場合だけではありませんが、「建物所有を目的とする場合」に限って「借地権」として特別の扱いを受けます(建物所有を目的とする、地上権設定契約または土地賃貸借契約を一般に「借地契約」と呼んでいます)。なお、借地借家法は、借地契約における、貸主である地上権設定者または土地賃貸人を「借地権設定者」、借主である地上権者または土地賃借人を「借地権者」と呼んでいますが、本書では、わかりやすいように、原則として、前者を「地主」、後者を「借地人」と呼んでいます。実際上は、借地権のほとんどが(地上権ではなく)賃借権ですから、本書でももっぱら賃借権の場合を想定した文例を示しています。

なお、借地借家法施行日(平成4年8月1日)よりも前に、(旧)借地法(借地借家法施行日に廃止)の下で成立した借地権を、実務上、「旧借地権」と呼ぶことがあります。

例1 【堅固建物築造に対する異議】

建築中止の申入れ

杉並区大森2丁目7番6-902号

渋谷二郎殿

令和〇年9月3日

杉並区大森3丁目15番2号

上野一郎 (上野)

私が貴殿に賃貸中の杉並区大森3丁目28番5号（登記上の地番は341番2）所在の土地84.6m²についての借地契約には建物の種類および構造に関する定めがなく、したがって旧借地法3条により非堅固建物所有を目的とするものとみなされるものであります。

しかるに、貴殿が上記土地上に建築中の建物はレンガ、コンクリート等を用いた堅固建物であり、上記契約に違反するものです。

よって、上建物の建築を直ちに中止されるよう申し入れますとともに、貴殿がこれに従うことなく堅固建物を築造されたときは契約違反として貴殿との賃貸借契約を解除することと致しますのでその旨ご承知ください。

►契約書が存在する場合には、たいてい、その中に建物の種類や構造が記載されていますので、「平成28年4月1日付土地賃貸借契約書第2条により……」などと根拠を明示したほうがよいでしょう。土地の所在は、登記上の地番でも住居表示でもかまいません。相手方に、どの土地のことかがわかれれば十分です。

►借地借家法施行後に成立した借地契約では建物の種類・構造等を制限する旨の条件があることが前提となりますから、そのような条件がない場合には、本例にあるような地主からの異議は無意味です。

例2 【堅固建物建築中止申入れに対する回答】

回答書

杉並区大森3-15-2

上野一郎様

令和〇年9月10日

杉並区大森2-7-6-902

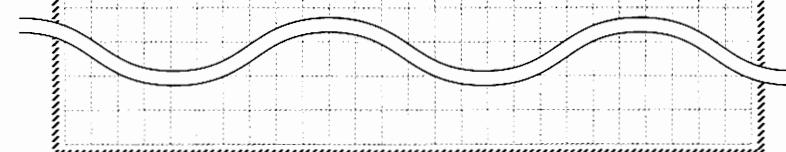
渋谷二郎^{渋谷}

貴殿より令和〇年9月3日付「建築中止の申入れ」をいただきました。

貴殿との借地契約が非堅固建物所有を目的とするものであることはご指摘のとおりであります。私が借地上に建築工事中の建物は軽量鉄骨によるものであり、旧借地法上の「堅固建物」に該当するものではありません。

建築予定の建物については本年3月頃、貴殿の奥様にお会いしてご説明申し上げ、そのご了解を得ておりますが、近々あらためて資料を持参してご説明にうか

がいたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。



▶「堅固建物築造が契約違反」とする地主の主張に対する反論としては、契約は当初から堅固建物所有目的である、非堅固建物所有目的であったが堅固建物築造につき地主の承諾があった（堅固建物所有目的に変更した）、建物は堅固建物にあたらない、といったことが考えられます。いずれの場合にもその根拠を明確にすべきです。

▶契約違反である場合には、すなおに自己の非を認めたうえで、いわば事後承諾をお願いするしかないでしょう。

▶いずれにせよ、円満な解決を望むのであれば丁重な表現にしたほうがよいでしょう。

▶▶▶ 土地の利用（2）

借地人の無断増改築に対する地主の異議

借地上の建物の増改築を禁止ないし制限する旨の借地条件がない場合には、借地人が増改築をするのは自由です（ただし、更新後の再築については104頁をご覧ください）。増改築を制限する借地条件がある場合において増改築をしようとする借地人は地主の承諾を得る必要がありますが、地主がどうしても承諾してくれないとき（協議が調わないとき）は、借地人は裁判所に申立てをして地主の承諾に代わる許可を求めることができます（借地借家17条2項）。裁判所が申立てを相当と認めたときは、借地人が地主に一定の金額を支払うことを条件として（同条3項）、許可を与えるのが通常です。増改築を制限する借地条件があるのに地主の承諾も裁判所の許可も得ないで増改築をするのは契約違反となります。

例3 【無断増改築に対する抗議】

無断増改築に対する警告

文京区山川1丁目5番7号
大塚三郎様

令和〇年8月10日
杉並区大森3丁目15番2号
上野一郎 

私所有の文京区山川1丁目5番7号所在の土地に関する私と貴殿との間の平成29年7月1日付土地賃貸借契約書第7条により貴殿が建物の増改築をするとときは賃貸人たる私の承諾を得べきこととされていますが、貴殿は上記規定に反して無断で建物の改築工事をしています。よって、直ちに改築工事を中止されるよう申し入れます。もし、このまま改築工事を進められた場合には貴殿との前記賃貸借契約を解除することとなりますので、その旨あらかじめ警告致します。

► 契約書等、無断増改築が禁止される根拠を明示したほうがよいでしょう。

▶▶▶ 土地の利用（3）

借地上建物が滅失した後、借地人が地主に対して建物再築の通知をする場合

借地上の建物が地震、火災、取壊し等で滅失したときは、借地人は通常、建物を再築することになります（なお、地震や火災による建物の滅失は、旧借地法2条1項但書にいう「朽廃」にはあたりません）。この場合、理論上は、借地権の残存期間を超えて存続することのない建物を再築するのは（増改築を禁止または制限する特約がある場合を別として）何ら問題ありませんが、実際には再築建物が残存期間を超えて存続すると考えられる場合がほとんどでしょう（再築する建物の種類等については56頁参照）。

旧借地法では、残存期間を超えて存続すべき建物の築造に対して地主が遅滞なく異議を述べなかったときは、借地権は（最初の存続期間中か更新後の存続期間中かを問わず）建物滅失の日から起算して堅固建物所有目的の場合は30年、非堅固建物所有目的の場合には20年存続するものとされていました（残存期間がそれより長いときはその残存期間によります。旧借地7条）。地主が遅滞なく異議を述べたときはこのような存続期間の延長はありませんが、借地権が消滅するわけではありません。存続期間満了時において、再築について異議を述べたことは地主の更新拒絶に必要な正当事由の有無を判断する一要素となりますが、一般には、異議を述べたことだけでは正当事由があると認められることはないでしょう。

借地借家法（平成4年8月1日施行）では、当初の存続期間中に建物が滅失し、残存期間を超えて存続すべき建物を再築しようという場合は（延長する期間を別にすれば）おおむね上記と同様です。すなわち、再築について地主の承諾があるときは、借地権は、承諾の日か建物が築造された日かいずれか早い日から20年存続します（借地借家7条1項本文。残存期間がこれより長いときまたは当事者がこれより長い期間を定めたときはその残存期間によります。同項ただし書）。

そして、最初の存続期間中の建物滅失、再築の場合において、借地人が地主に対して（残存期間を超えて存続すべき建物）再築の通知（次の**例4**はこれにあたります）をしたときに、地主がその通知を受けた後2か月以内に異議を述べなかったときは、地主が再築を承諾したものとみなされます（借地借家7条2項本文）。

●著者略歴

荒木 新五（あらき しんご）

昭和24年生

昭和45年 司法試験合格

昭和46年 早稲田大学法学部卒

昭和46年 司法修習生に任ず

昭和48年 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）

平成15年 学習院大学特別客員教授（民法）

平成16年～平成31年 学習院大学法科大学院教授（民法・借地借家法等）

（主要著書）

「土地・建物の貸借をめぐる実例100」（法書院）

「不動産売買・相続の相談実例100」（同）

「相続 法律カウンセリング」（有斐閣）

「不動産取引 法律カウンセリング」（同）

「判例便覧 詐害行為取消権」（商事法務研究会）

「実務借地借家法」（商事法務）

「（新訂版）ケーススタディ債権管理」（同）（共著）

「消滅時効実務便覧」（日本法令）

「新しい保証制度と動産・債権譲渡制度」（同）